

# **第2期能代市子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月（令和4年11月一部見直し）**

**秋田県 能代市**



## はじめに

全国的に少子化や人口減少等が大きな課題となっており、本市においても少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、平成27年4月には「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が施行される等、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する仕組みづくりが進められており、その一つとして国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育の負担軽減を図る総合的な少子化対策として、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートさせています。

本市では、平成27年3月に策定した「能代市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」に基づき、保育料の軽減、医療費助成の拡大、放課後児童クラブの整備、子育て世代包括支援センターの設置等、各種子ども・子育て支援施策を推進してきましたが、計画期間の最終年度を迎えたことから新たに「第2期能代市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念「子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまちのしろ」を継承し、子どもの健やかな成長、保護者が安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、「地域における子育ての支援」「子どもの健やかな育ちに対する支援」「妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「保護を要する子どもへの対応等の取組の推進」の5つを基本施策に設定し、今後の子ども・子育て支援の展開を図ることとしております。

計画の推進にあたっては、市民の皆様や地域・企業等の協働による取組により、様々な子ども・子育て支援が展開されるよう、行政としての役割を果たしていく所存です。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました能代市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

能代市長 齊藤 滋 宣



# 目 次



<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 他計画との関係.....	2
4 計画期間.....	3
5 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正.....	4
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 人口と子ども人口の状況.....	5
（1）子ども人口等の推移.....	5
（2）合計特殊出生率の推移.....	6
2 子育て家庭の状況.....	7
（1）子育て世帯の推移.....	7
（2）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者.....	8
（3）子育ての環境や支援への満足度.....	10
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	11
（1）就業率の推移.....	11
（2）母親の就労状況.....	12
（3）育児休業制度利用の状況.....	17
4 子育て支援事業の利用状況.....	19
（1）定期的な教育・保育事業の利用状況.....	19
（2）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	21
5 本市における子育て支援に関わる課題.....	23
<b>第3章 計画の基本的な方向</b> .....	<b>25</b>
1 計画の基本理念.....	25
2 計画の基本的な考え方.....	26
3 計画の基本施策.....	27
4 施策の体系図.....	28

<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>29</b>
基本施策1 地域における子育ての支援.....	29
施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	29
施策(2) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実.....	31
施策(3) 子育て支援のネットワークづくり.....	33
施策(4) 子育て世帯の経済的負担の軽減.....	34
基本施策2 子どもの健やかな育ちに対する支援.....	36
施策(1) 幼児期における教育・保育の提供.....	36
施策(2) 子どもの健全育成.....	38
施策(3) 食育の推進.....	42
基本施策3 妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策.....	43
施策(1) 子どもと母親の保健対策の充実.....	43
施策(2) 学童期・思春期における保健対策の充実.....	46
施策(3) 小児医療の充実.....	48
基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	49
施策(1) 多様な働き方の実現に向けた取組の推進.....	49
施策(2) 仕事と子育ての両立の推進.....	50
基本施策5 保護を要する子どもへの対応等の取組の推進.....	51
施策(1) 児童虐待防止対策の充実.....	51
施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進.....	53
施策(3) 障がいのある子どもを支援する施策の充実.....	55
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>58</b>
1 教育・保育等の提供区域の設定について.....	58
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	60
(1) 推計の手順.....	60
(2) 子ども人口の推計.....	61
(3) 家庭類型(現在・潜在)別子ども人口の推計.....	62
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	63
(1) 施設型事業.....	63
(2) 地域型保育事業.....	66
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	67
(1) 相談支援事業.....	67
(2) 訪問系事業.....	69
(3) 通所系事業.....	70
(4) その他事業.....	74

5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	77
	(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） .....	77
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	78
	(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方 .....	78
	(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援 .....	78
	(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	79
	(4) 教育・保育施設等の役割と小学校との連携 .....	79
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の 内容に関する事項.....	79
<b>第6章 計画の推進体制.....</b>		<b>80</b>
1	地域社会全体の協働による推進 .....	80
	(1) 家庭の役割.....	80
	(2) 地域の役割.....	80
	(3) 企業の役割.....	80
	(4) 行政の役割.....	80
2	計画の公表及び周知 .....	80
3	計画の進捗状況の管理・評価 .....	81
<b>資 料 編.....</b>		<b>82</b>
1	能代市子ども・子育て会議.....	82
	(1) 能代市子ども・子育て会議条例.....	82
	(2) 能代市子ども・子育て会議委員名簿.....	83
2	策定経過.....	84
	(1) 子ども・子育て会議における審議状況.....	84
3	用語解説.....	85



## 第2章

# 子ども・子育て支援の 現状と課題







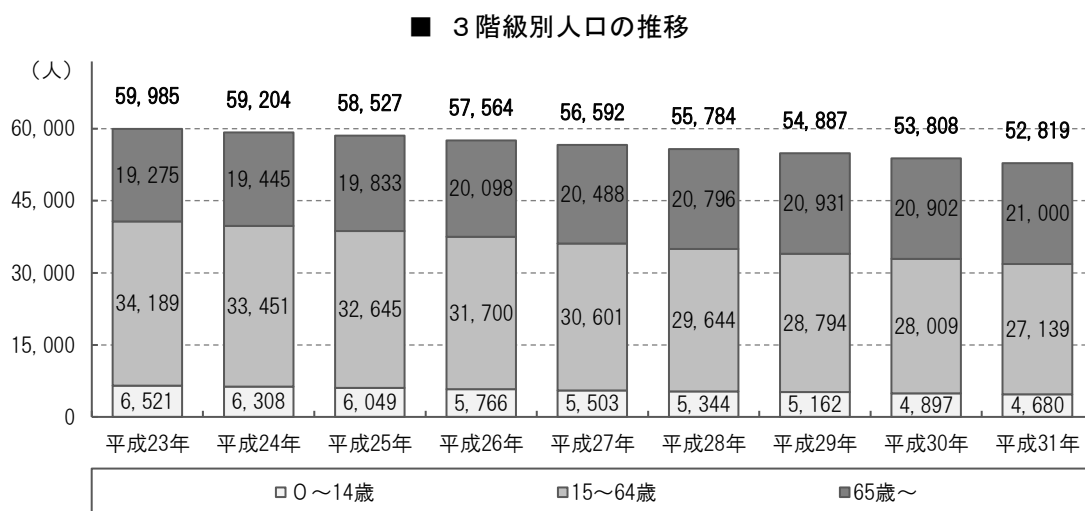


## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 人口と子ども人口の状況

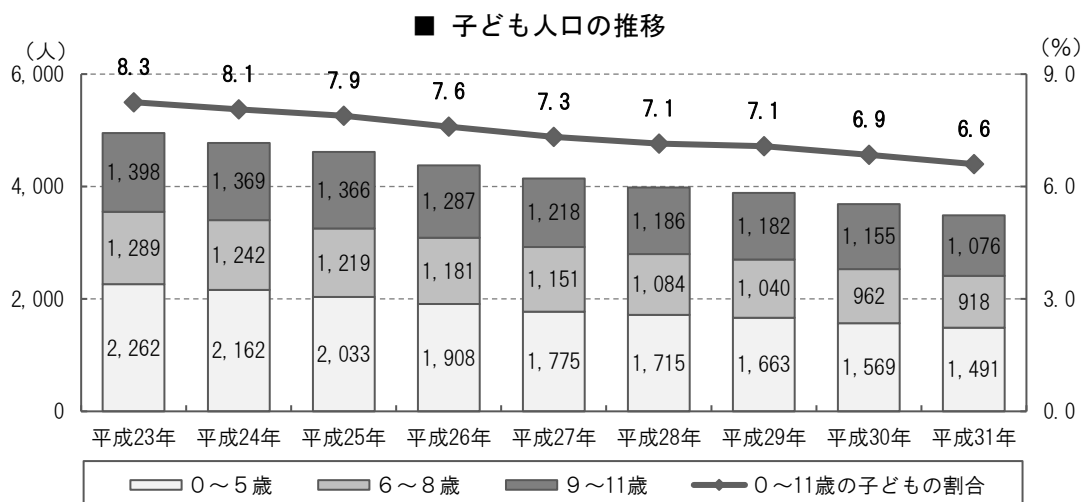
#### (1) 子ども人口等の推移

本市の人口は平成23年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、平成23年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



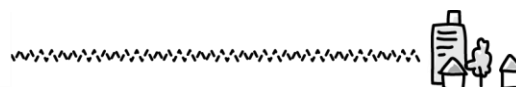
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

平成23年以降の子ども人口（就学前の子ども及び小学生）の減少割合が、総人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する0～11歳の子どもの割合は低下を続け、平成31年には6.6%となっています。



※0～11歳の子どもの割合は総人口に占める割合

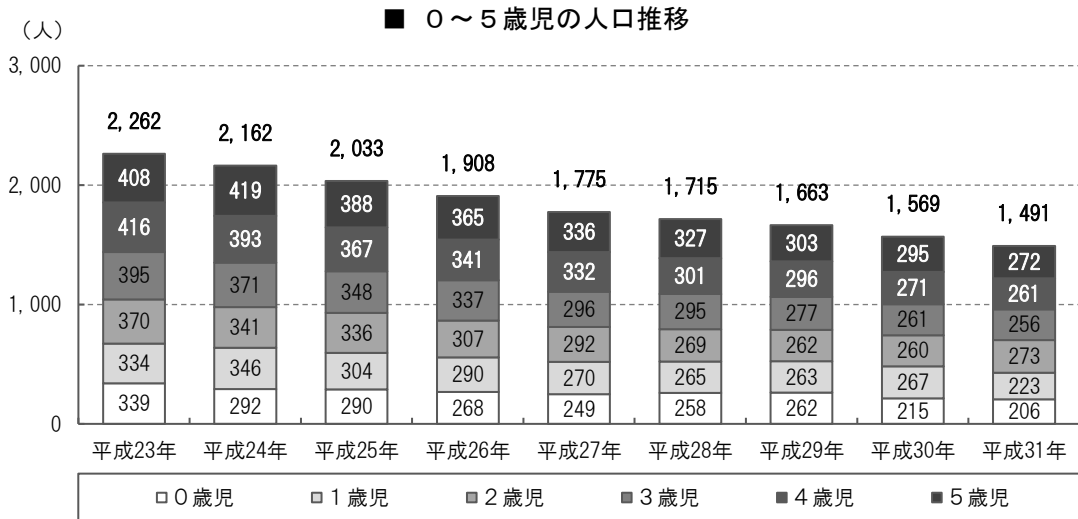
資料：住民基本台帳（各年3月31日）





さらに就学前の子ども（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成23年から平成31年にかけていずれの年齢も100～150人程度減少し、全体では771人（34.1%）減少しています。

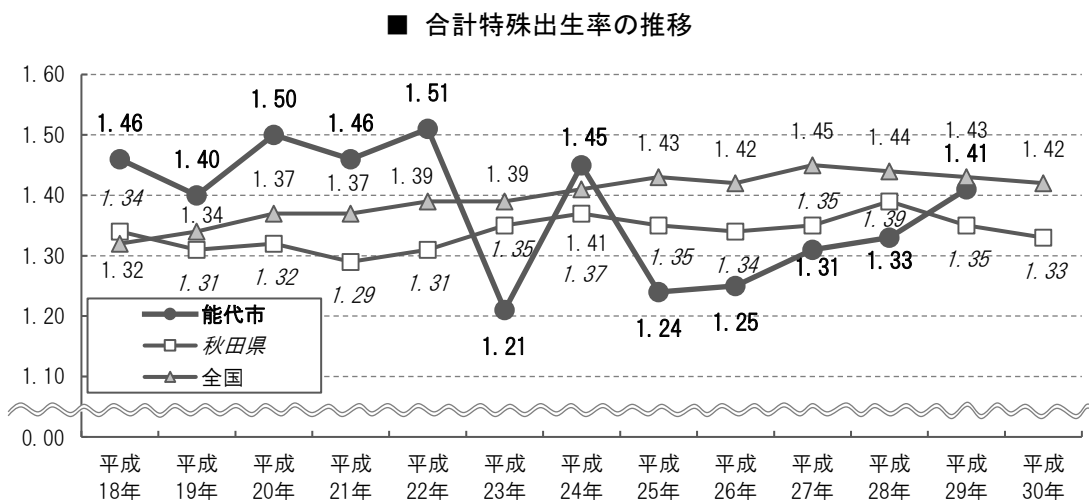
このように就学前の子ども人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も就学前の子ども数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## （2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成22年までは全国・秋田県を上回り高い水準で推移しているものの、平成23年に大きく低下し、全国・秋田県を下回りました。平成24年には1.45まで回復するも、平成25年には再度低下し1.24と全国・秋田県を下回りましたが、その後は緩やかな上昇に転じています。



資料：全国・秋田県は厚労省「人口動態統計」  
能代市は平成18～26年「人口ビジョン」、平成27年～「能代市保健概要」

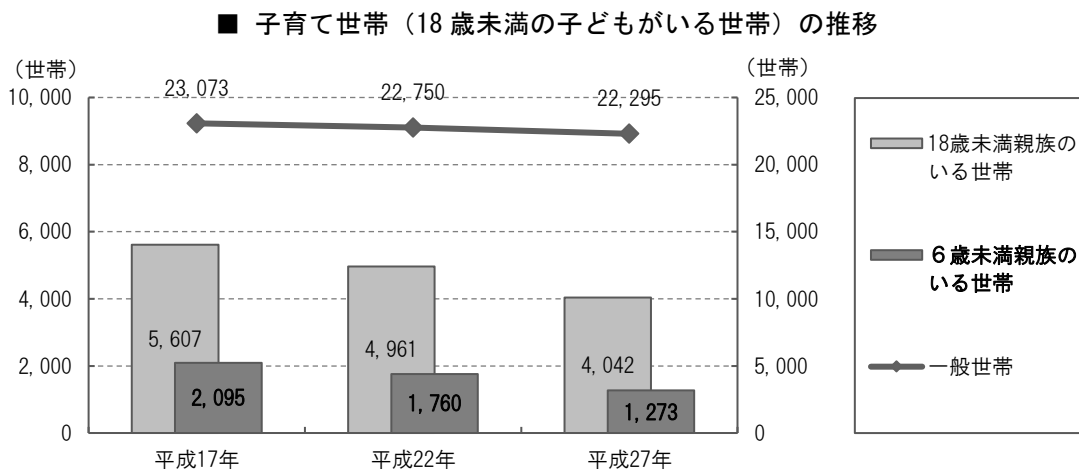




## 2 子育て家庭の状況

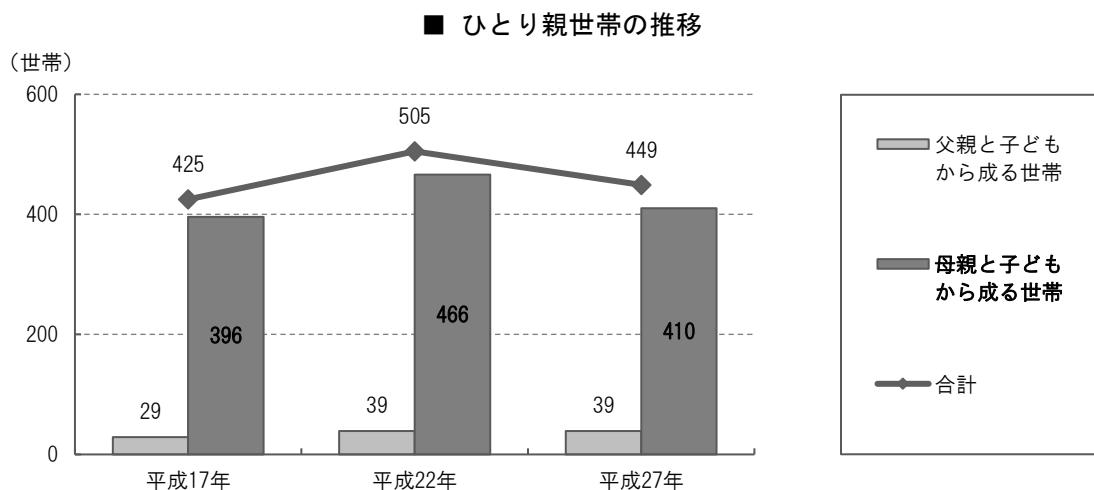
### (1) 子育て世帯の推移

平成17年から平成27年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。

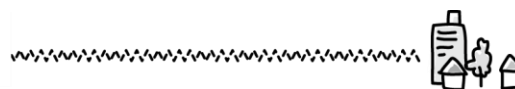


資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、父親と子どもから成る世帯はほぼ横ばい、母親と子どもから成る世帯は、増減はあるものの400世帯前後で推移しています。



資料：国勢調査



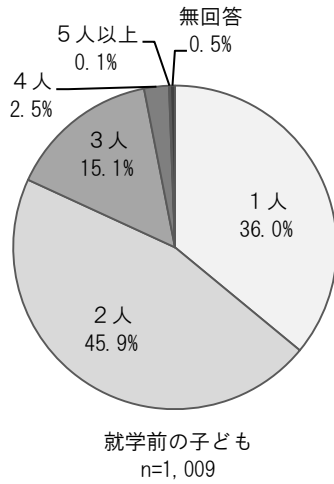
## (2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前の子どもの世帯では「1人」、「2人」、「3人」の順、小学生のいる世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前の子どもの世帯で56.4%、小学生で74.2%と小学生の世帯が17.8<sup>ポイント</sup>高くなっています。

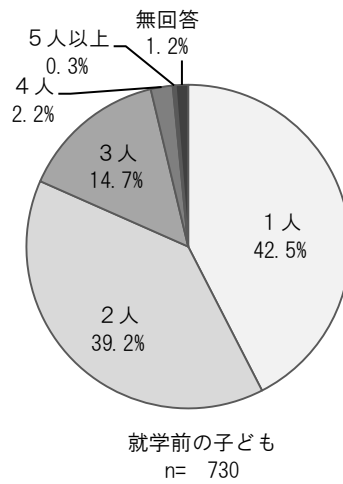
前回調査（H25）と比較すると、子どもが「2人」の世帯の割合は低くなり、「1人」の世帯の割合は高くなっています。一方で、子どもが「3人」以上の世帯での変化はない状況です。

### ■ 子育て世帯の子ども人数

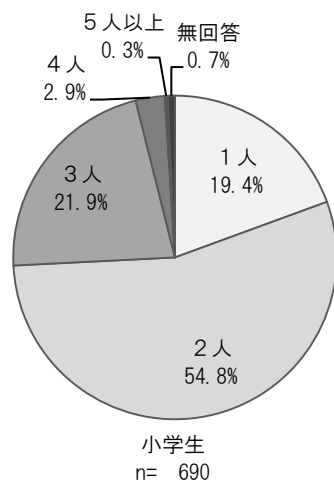
《H25 調査（就学前の子ども）》



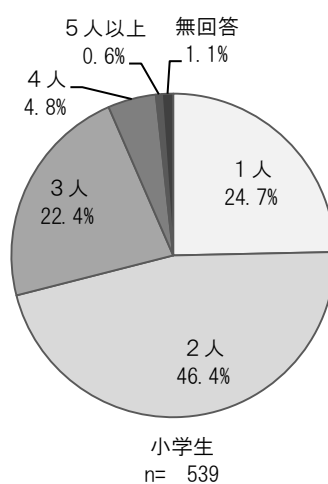
《H30 調査（就学前の子ども）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》

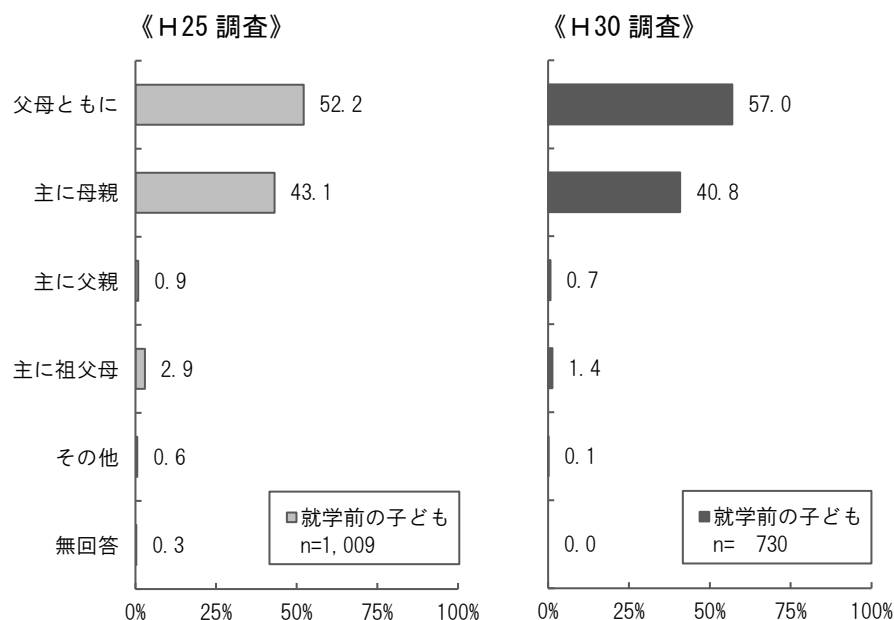


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



就学前の子どもの世帯で日常的に子育てに関わっている方をみると、「父母ともに」(57.0%)の割合が最も高く、次いで「主に母親」(40.8%)となっています。前回調査(H25)と比較しても、大きな変化はない状況です。

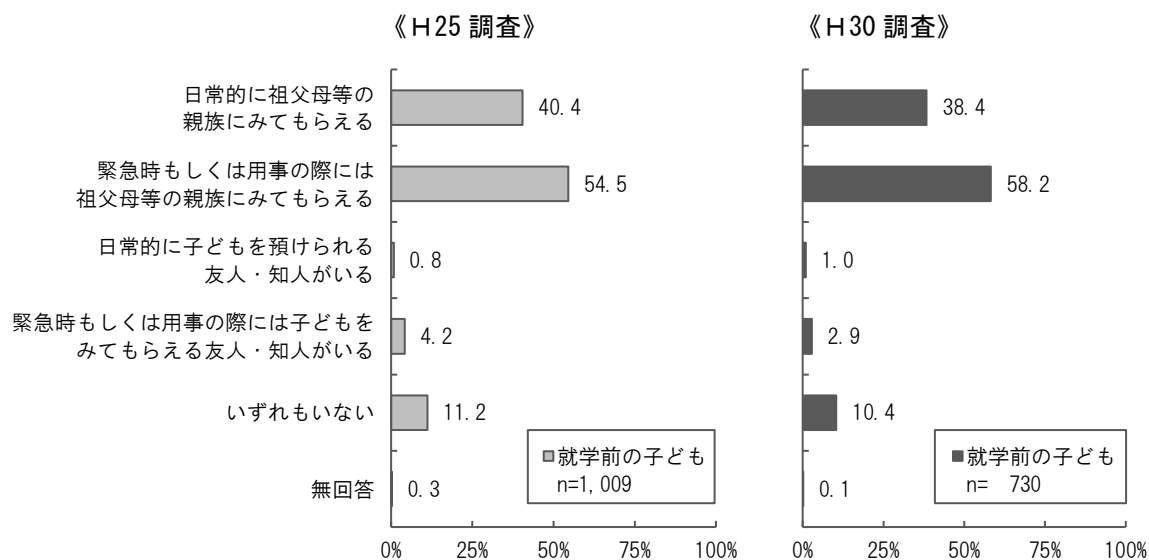
■ 日常的に子育てに関わっている方



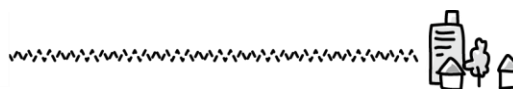
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査(H25)の11.2%から今回調査(H30)は10.4%と0.8<sup>ポイント</sup>低くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





### (3) 子育ての環境や支援への満足度

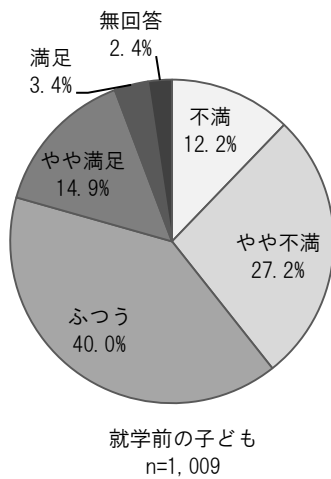
地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況をみると、就学前の子どもでは「満足」と「やや満足」の計が14.8%、「やや不満」と「不満」の計が39.6%で後者が24.8<sup>ポイント</sup>上回っています。

一方、小学生は「満足」と「やや満足」の計が15.6%、「やや不満」と「不満」の計が28.5%で後者が12.9<sup>ポイント</sup>上回っています。

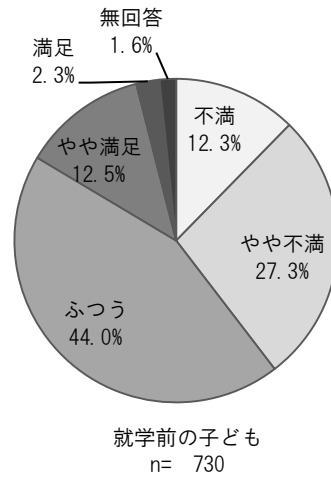
前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに大きな変化はないものの、小学生の「やや不満」と「不満」の計は前回調査（H25）の35.0%から今回調査（H30）では28.5%と6.5<sup>ポイント</sup>低くなっています。

#### ■ 地域における子育ての環境や支援への満足度

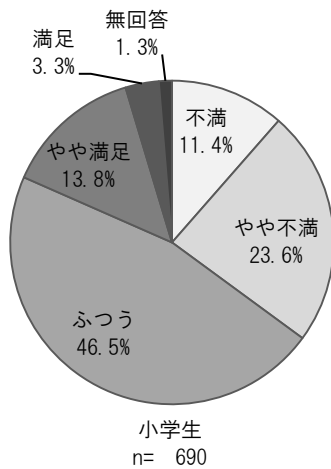
《H25 調査（就学前の子ども）》



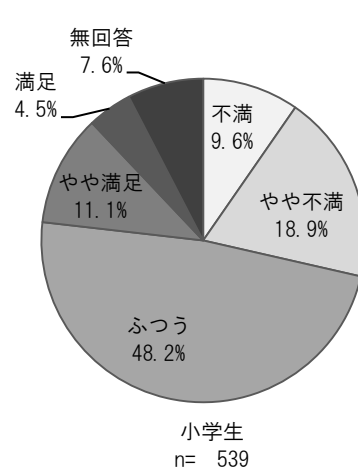
《H30 調査（就学前の子ども）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

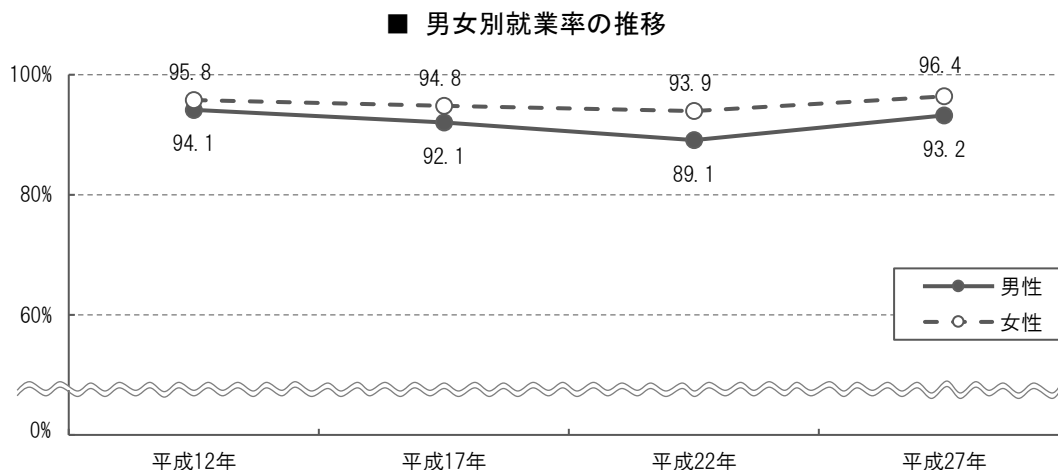




### 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

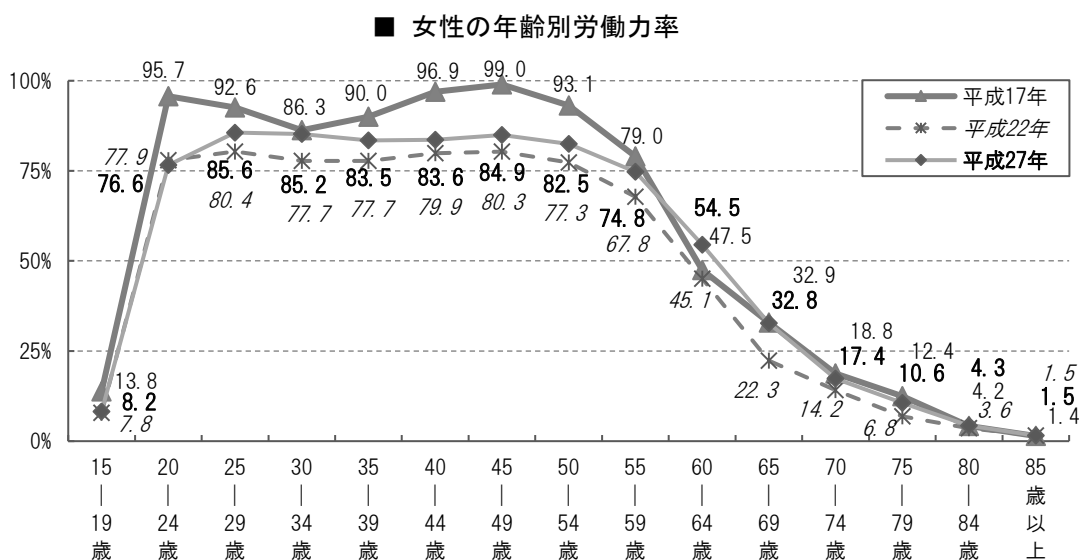
#### (1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。その後、平成27年には男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

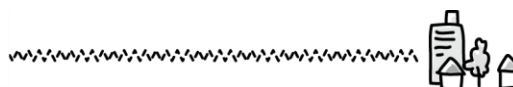


資料: 国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年では20～24歳と45～49歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の平成27年のダブルピークは25～29歳と45～49歳となり、結婚前のピークは5歳遅くなっています。



資料: 国勢調査



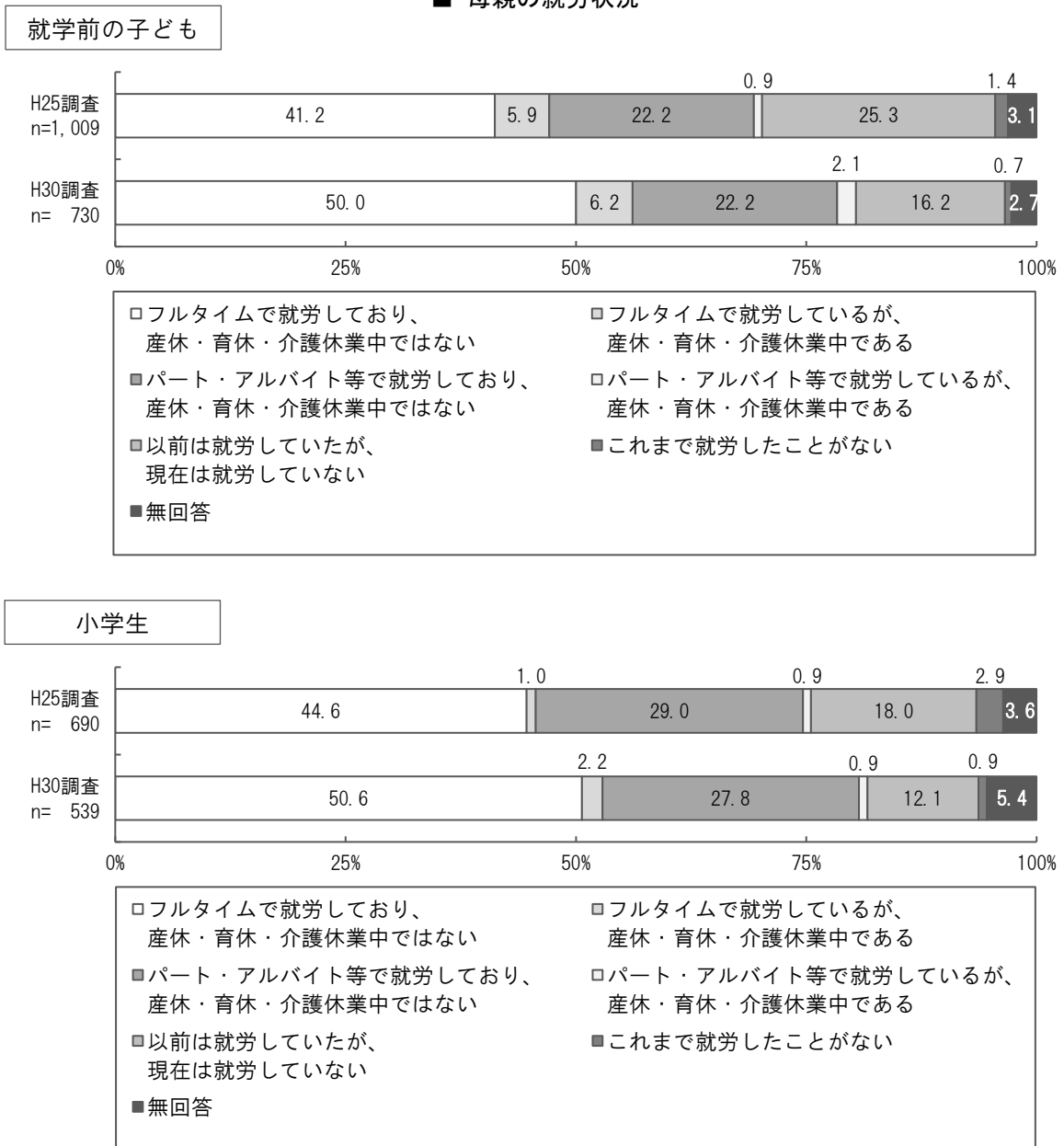


## (2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前の子どもで80.5%、小学生で81.5%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前の子どもで8.3%、小学生では3.1%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前の子どもでは10.3<sup>ポイント</sup>、小学生では6.0<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

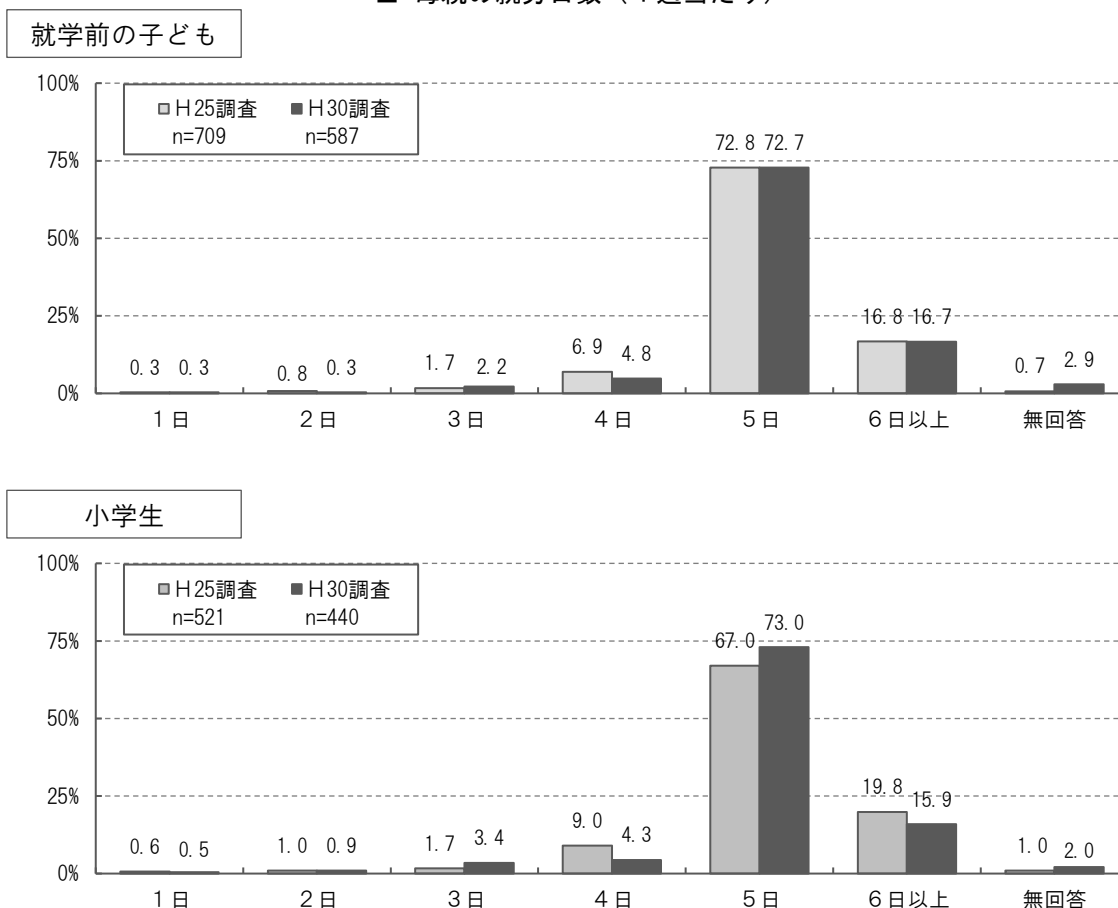




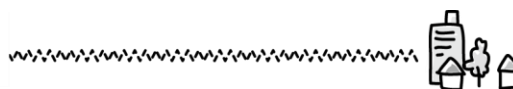
母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前の子ども・小学生ともに「5日」(72.7%・73.0%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前の子どもでは大きな変化はなく、小学生では週に「4日」働いている母親の割合は4.7ポイント低くなっているものの、「5日」では6.0ポイント高くなっています。

■ 母親の就労日数(1週当たり)



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

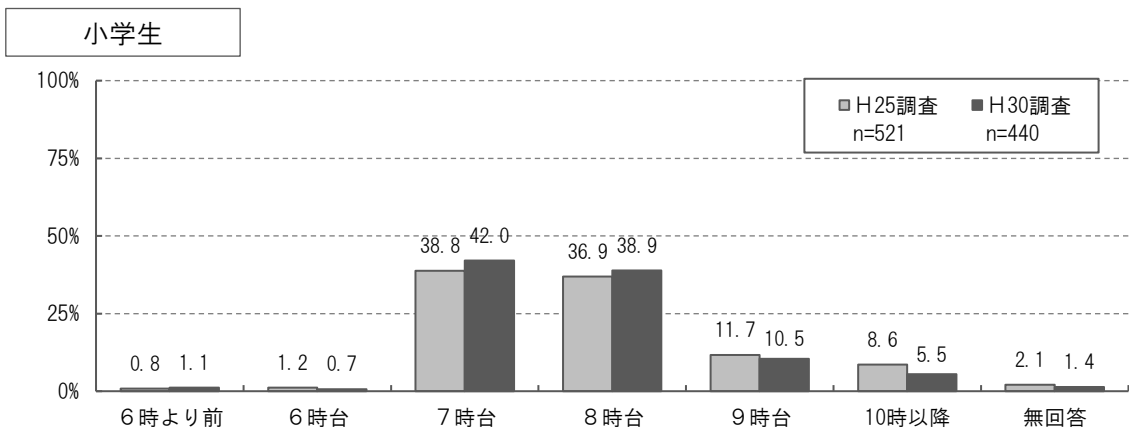
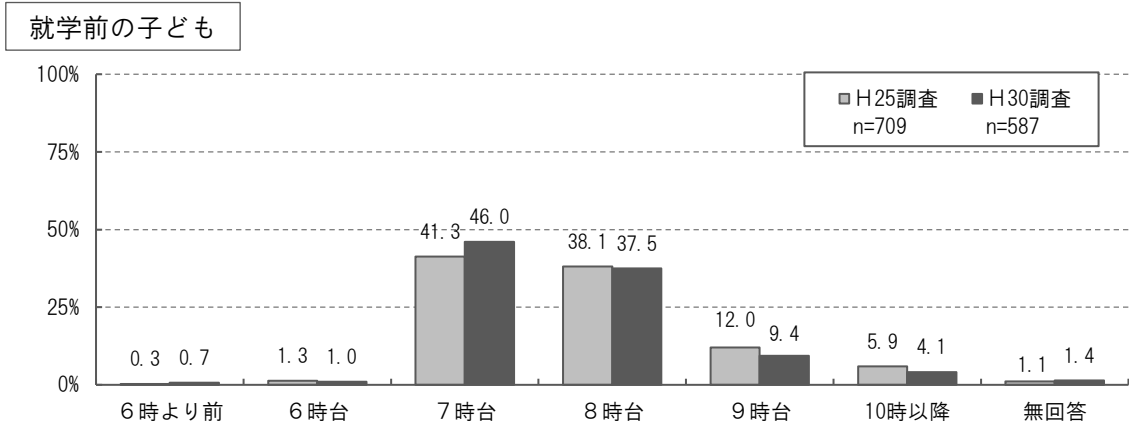




母親の出勤時間は、就学前の子ども・小学生ともに「7時台」（46.0%・42.0%）の割合が最も高く、次いで「8時台」（37.5%・38.9%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに「7時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

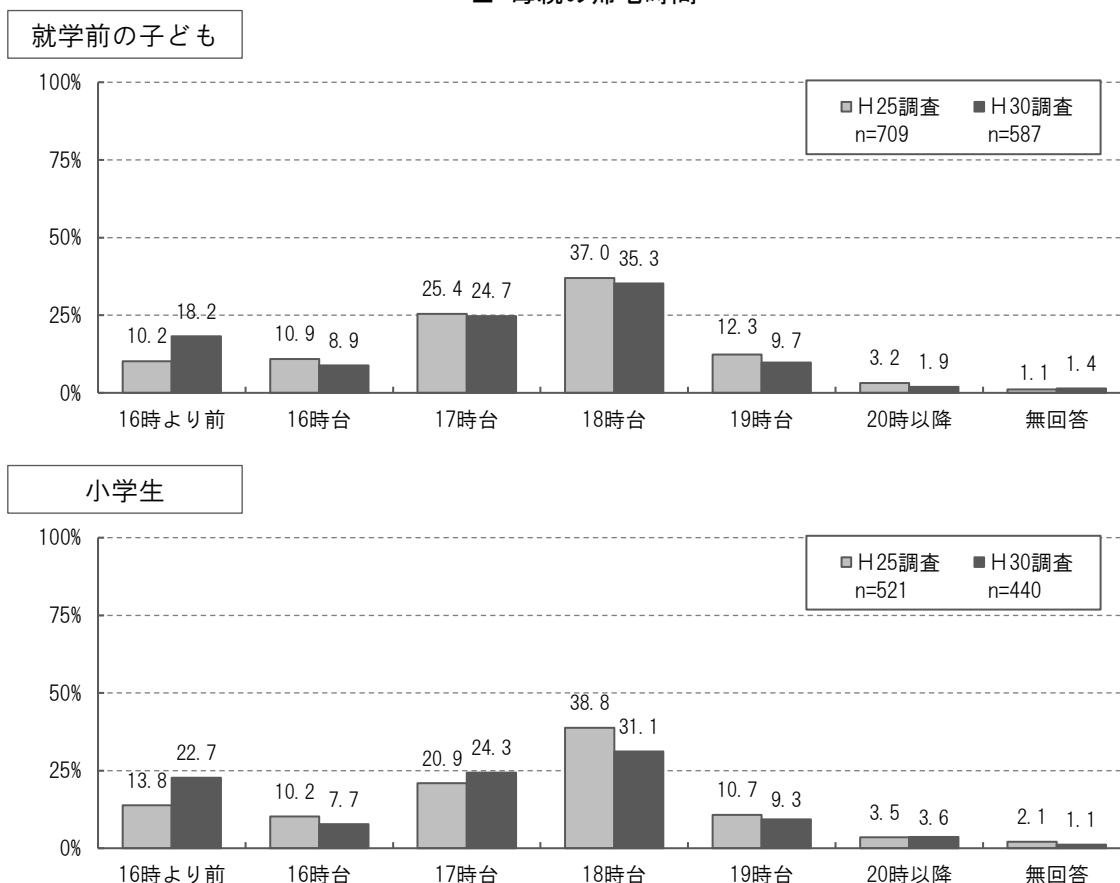




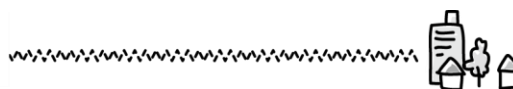
母親の帰宅時間は、就学前の子ども・小学生ともに「18時台」（35.3%・31.1%）の割合が最も高く、次いで「17時台」（24.7%・24.3%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに「16時より前」に帰宅する母親の割合が高くなり、一方「18時台」に帰宅する割合は低くなっています。

■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

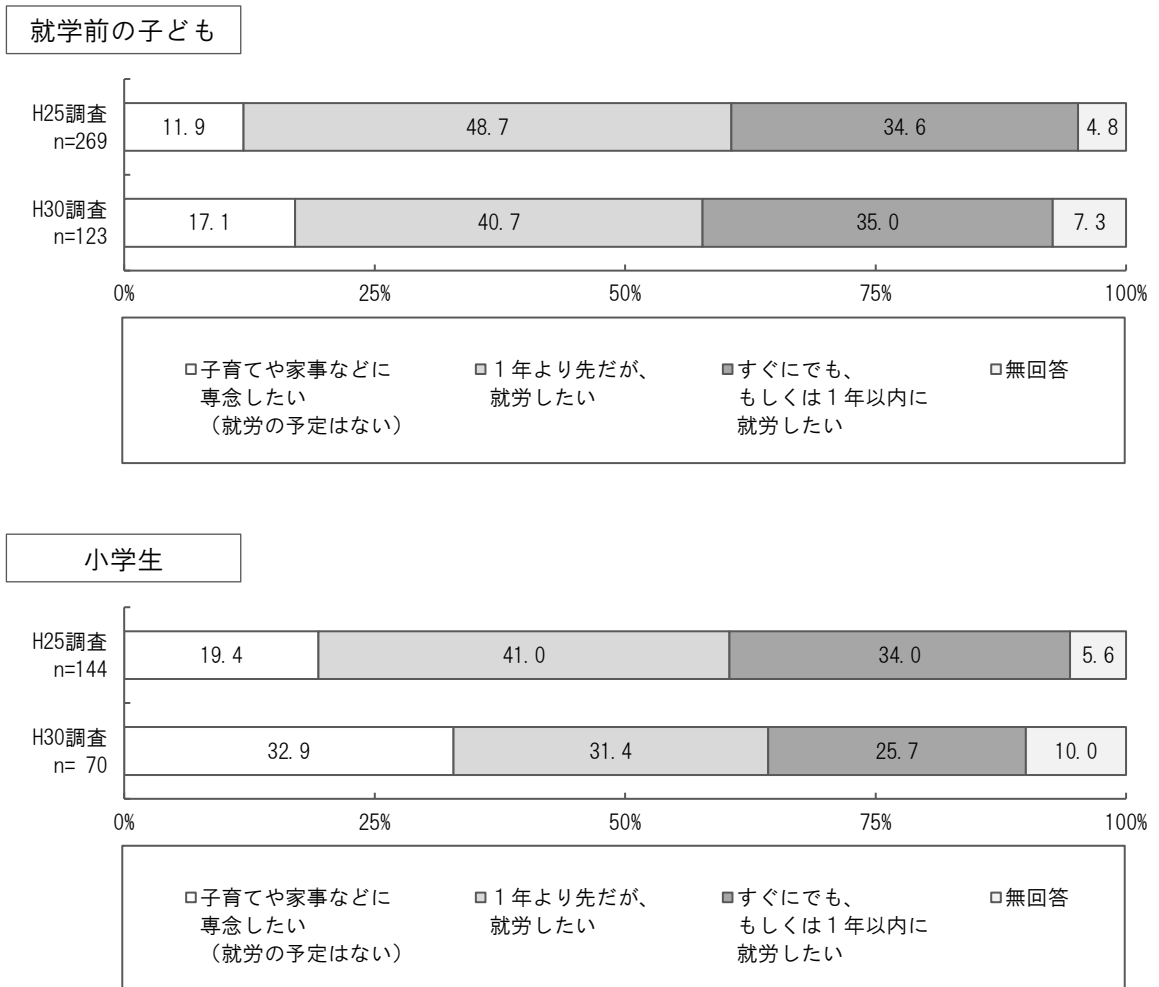




現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前の子どもでは「1年より先だが、就労したい」（40.7%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（32.9%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と回答した、就労を希望しない母親の割合が高くなっています。特に小学生は前回調査（H25）の19.4%から今回調査（H30）では32.9%と13.5<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



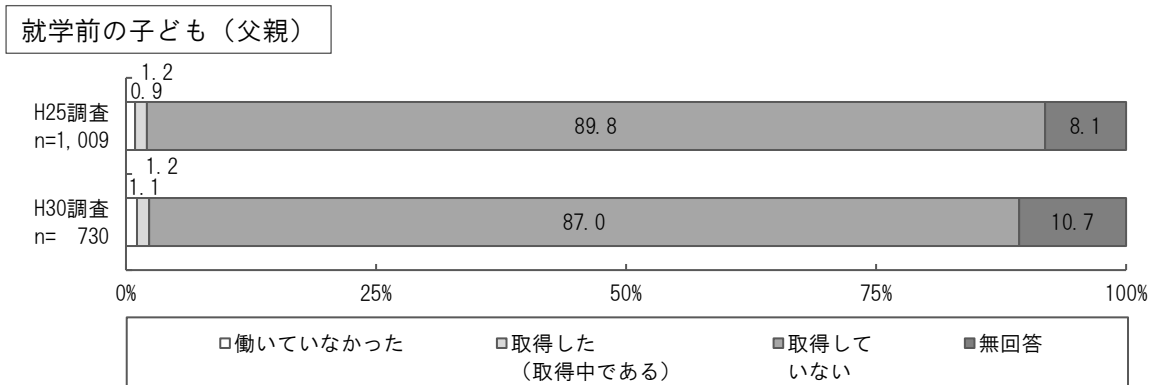
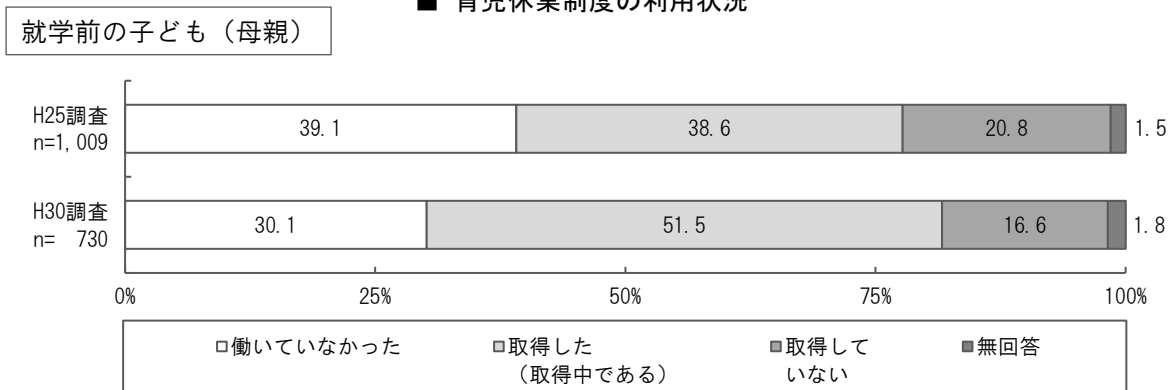


### (3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は51.5%、一方、父親は1.2%となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は12.9<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



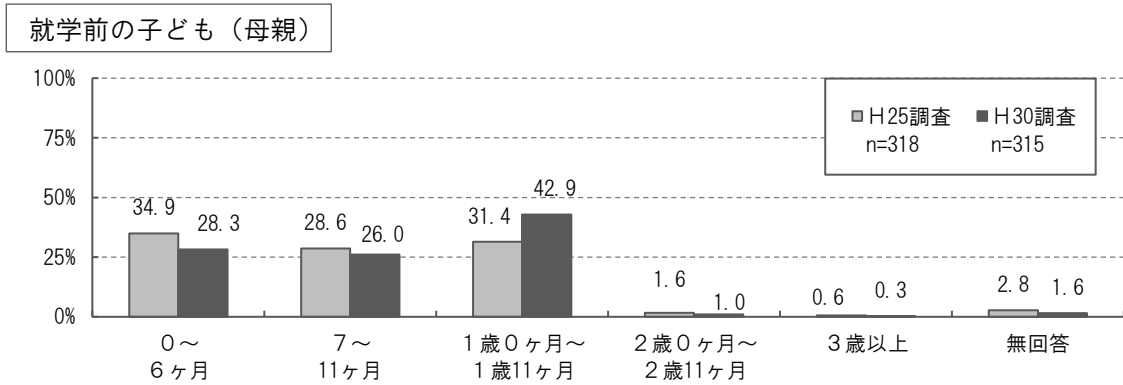
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「1歳0ヶ月～1歳11ヶ月」（42.9％）の割合が最も高く、次いで「0～6ヶ月」（28.3％）、「7～11ヶ月」（26.0％）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、前回調査（H25）は復帰時の子どもの年齢は「0～6ヶ月」の割合が最も高かったものの、今回調査（H30）は「1歳0ヶ月～1歳11ヶ月」となり、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

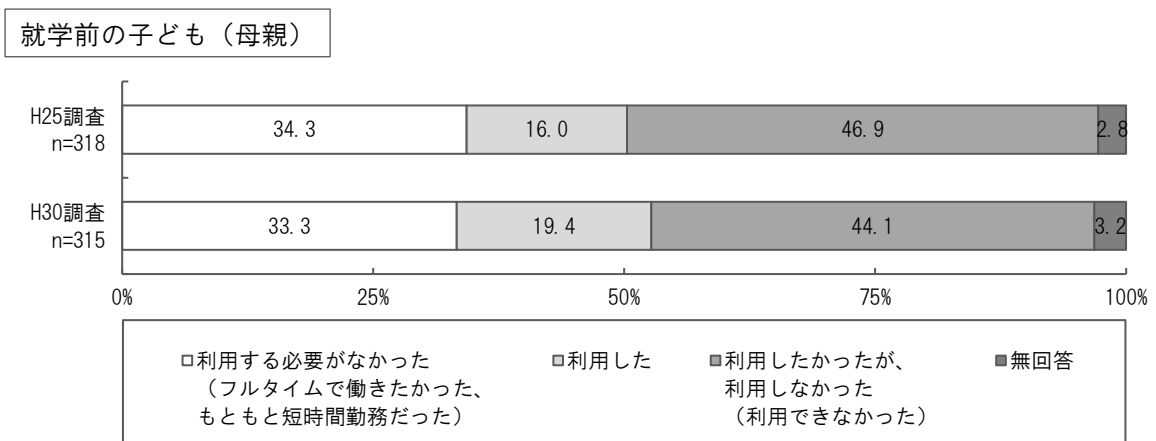
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は19.4％となり、前回調査（H25）と比較すると、3.4<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





## 4 子ども・子育て支援事業の利用状況

### (1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前の子どもは85.3%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所・へき地保育所」(50.6%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(47.0%)となっています。

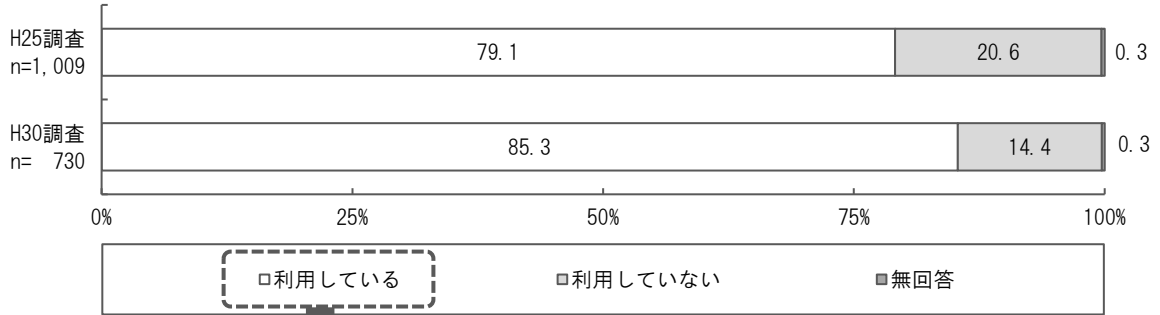
また、実際の利用と利用希望との差をみると、「ファミリー・サポート・センター」で9.4<sup>ポイント</sup>、「認定こども園」で9.3<sup>ポイント</sup>、「幼稚園又は認定こども園の預かり保育」で9.2<sup>ポイント</sup>となり、いずれも希望が高い状況です。

前回調査(H25)との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は6.2<sup>ポイント</sup>高くなっています。また、「幼稚園」と「幼稚園又は認定こども園の預かり保育」の利用希望が前回調査(H25)より低くなっていることから、「認可保育所・へき地保育所」と「認定こども園」での受け入れ体制の整備が進んでいることがうかがえます。



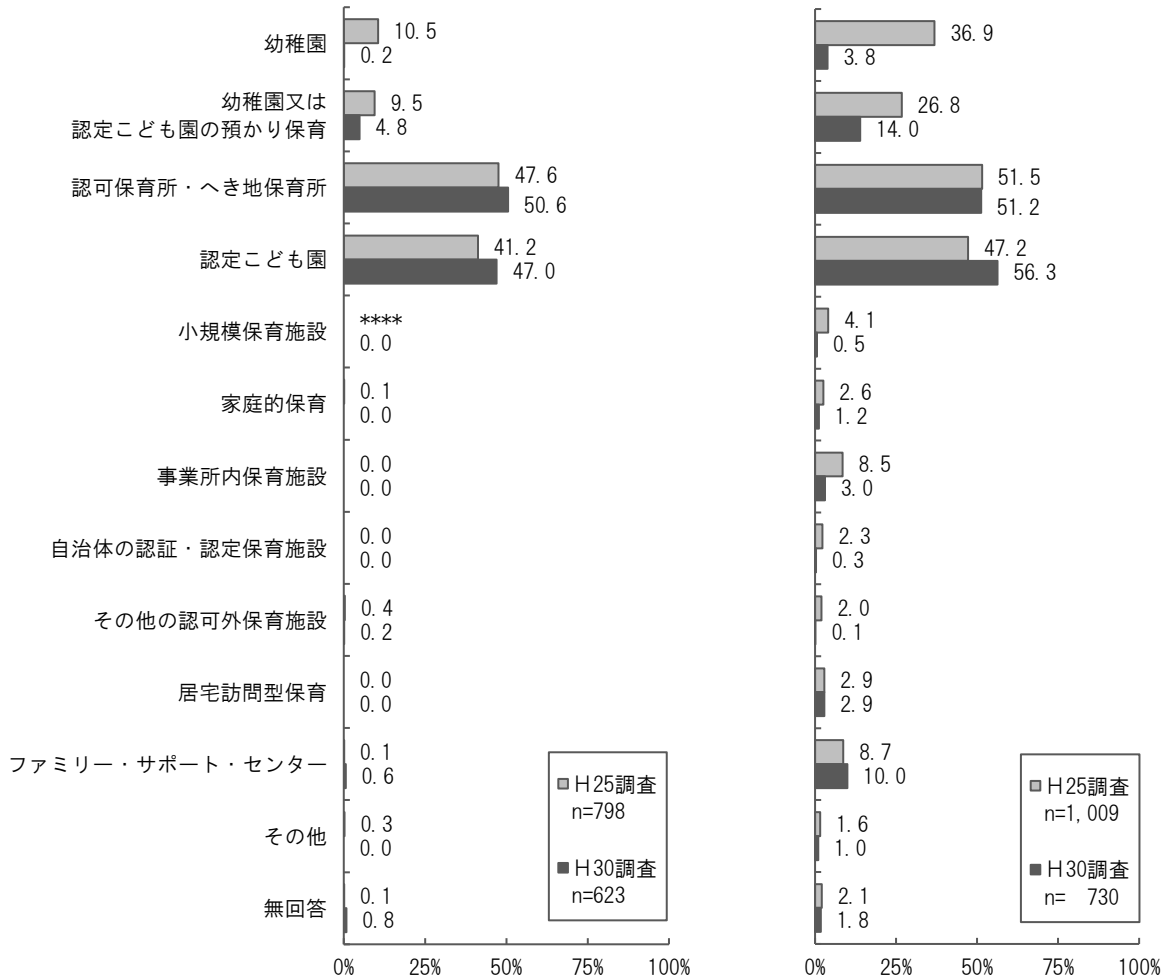
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前の子ども



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





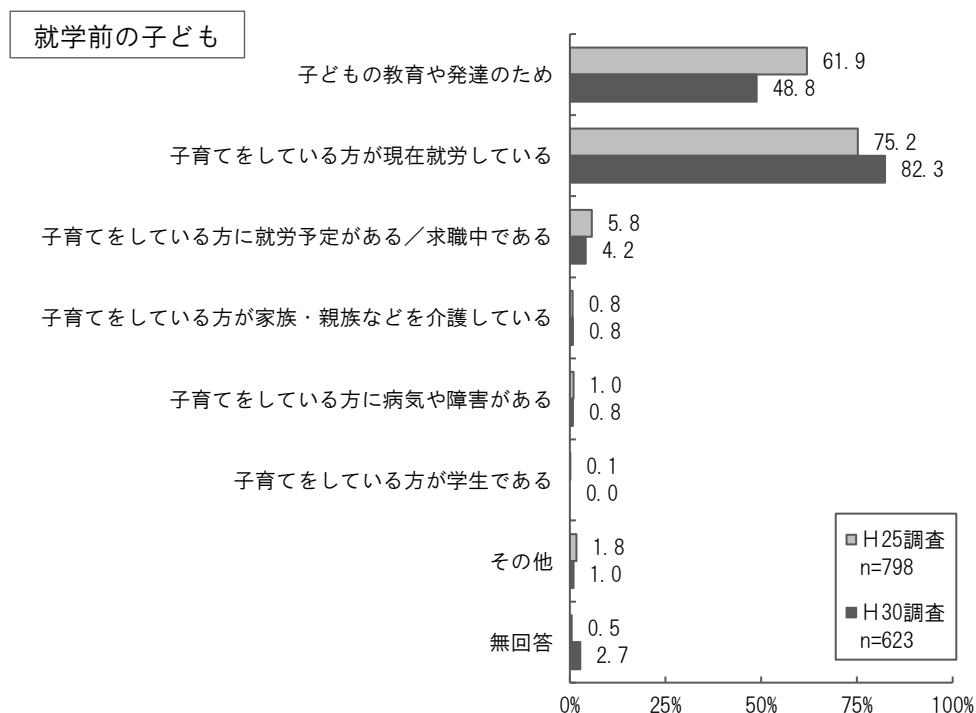


## (2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(82.3%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(48.8%)となっています。

前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、7.1<sup>ポイント</sup>高くなっています。

### ■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



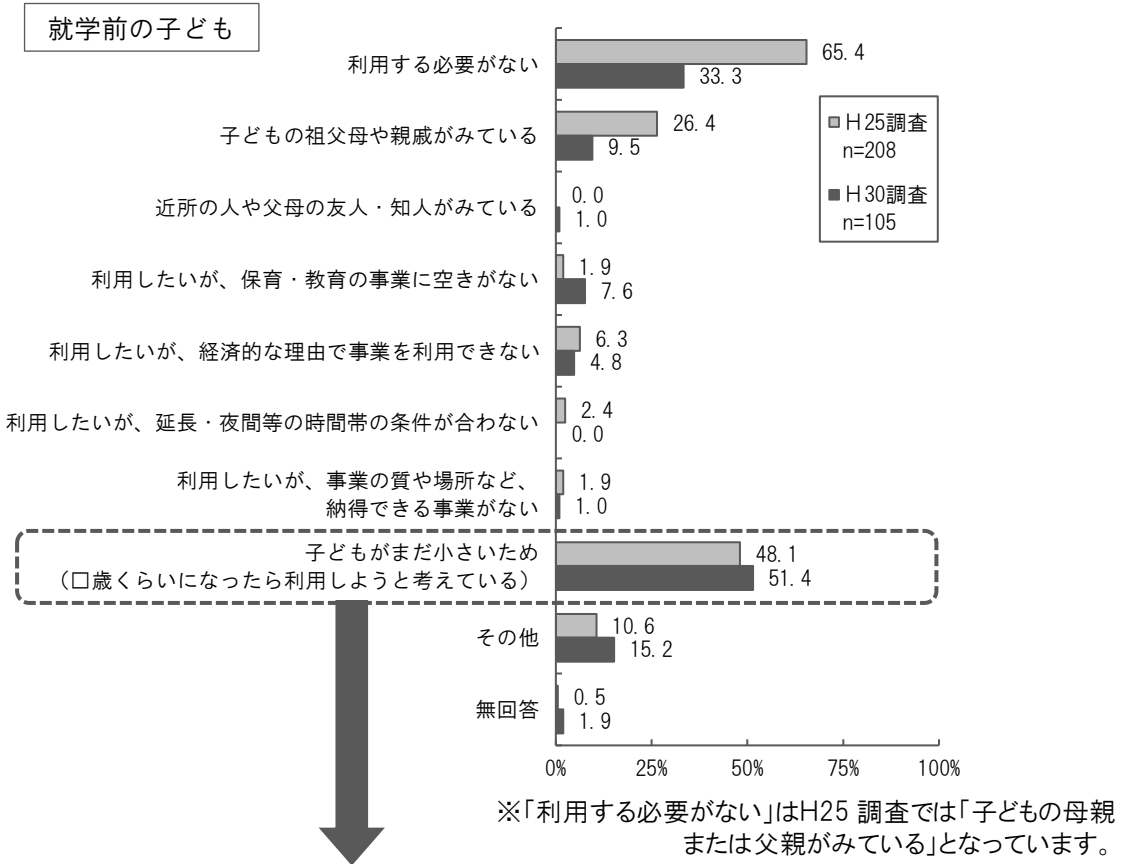
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(51.4%)、「利用する必要がない」(33.3%)の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方が利用を考えている子どもの年齢は、「1歳」(42.6%)と「3歳」(33.3%)の割合が高くなっています。

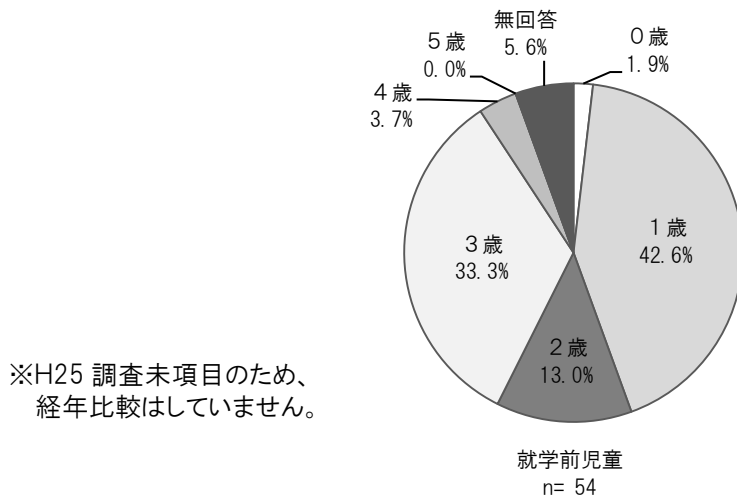
前回調査(H25)との比較をみると、利用したいが利用できていない理由では、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」は前回調査(H25)より5.7<sup>ポイント</sup>高くなっているものの、その他経済的な理由、条件が合わない、納得できる事業がない等の割合は低くなっています。



■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢 《H30 調査》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



## 5 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第1期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 母親の就業率の増加等に伴う0～2歳児の保育ニーズへの対応について

ニーズ調査における就学前子どもの母親の就業率は80.5%で、前回調査（H25）よりも10.3<sup>ポイント</sup>高くなっていることなどから、保育所の利用開始時期が低年齢化してきており、0～2歳児の保育ニーズが増加しております。子どもの人口や人口に対する保育の利用率等、今後の傾向を適切に把握し、待機児童の発生防止対策を講じることが必要です。

### 課題2 子育ての孤立化への対応について

ニーズ調査では、「子どもを日頃みてくれる親族・知人がいない」「子育てについて気軽に相談できる人がいない」と回答した割合が約1割程度となっており、こうした家庭を地域で支える仕組みづくりの重要性が増してきたと考えられます。子育ての孤立化は児童虐待につながる恐れもあることから、訪問や相談機能を充実させる取組が必要とされます。

### 課題3 子育て支援サービスの情報提供について

第1期計画期間中、様々な施策を実施しましたが、対象となる方々へ十分に周知されていないことが、子ども・子育て会議による第1期計画の評価やニーズ調査の結果からみえています。子育て支援サービスの的確な情報提供の手法を検討することが必要とされます。

### 課題4 職業生活と家庭生活との両立の推進について

ニーズ調査における育児休業を取得した母親の割合は51.5%で、前回調査（H25）よりも12.9<sup>ポイント</sup>高くなっていますが、父親の取得率は1.2%で低い傾向となっています。また、母親が育児休業を取得しなかった理由としては、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」「育休制度がなかった」が上位を占めています。職業生活と家庭生活との両立のためには、子育て世代に対する施策の充実だけでなく、企業が子育て支援に取り組みやすい施策も必要と考えられます。

## 課題5 子育ての環境や支援への満足度の向上について

---

子育ての環境や支援への満足度は、ニーズ調査結果から、就学前の子どもがいる家庭で、「不満」「やや不満」が「満足」「やや満足」を上回っている状況が続いており改善されておられません。満足度を向上させるためには、「不満」「やや不満」と答えた理由として挙げられた「子どもの遊び場の確保」「子育てに対する助成・補助」「子育て環境の向上」「医療費助成」について、必要性や効果を検証し考え方を整理する必要があります。



## 第2章

# 子ども・子育て支援の 現状と課題





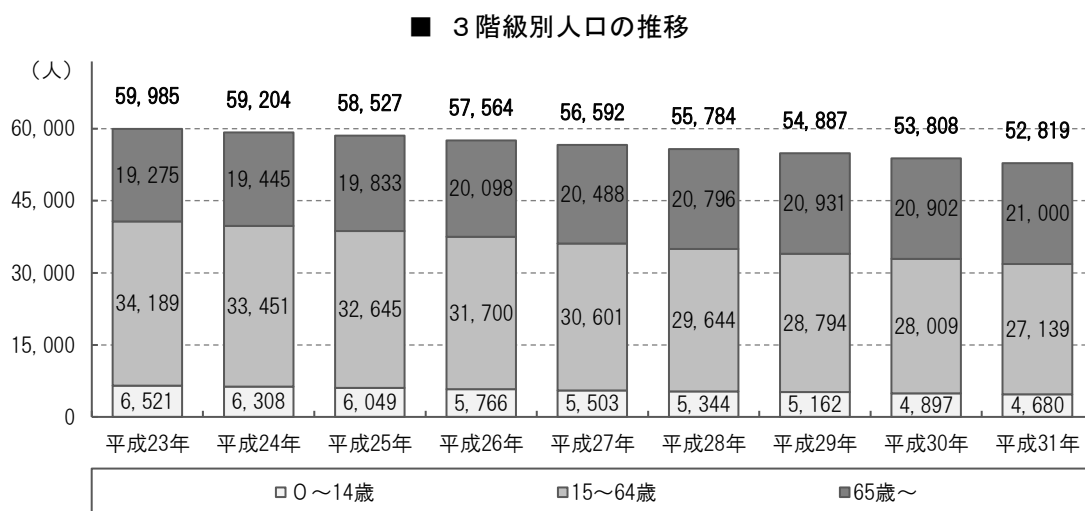


## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 人口と子ども人口の状況

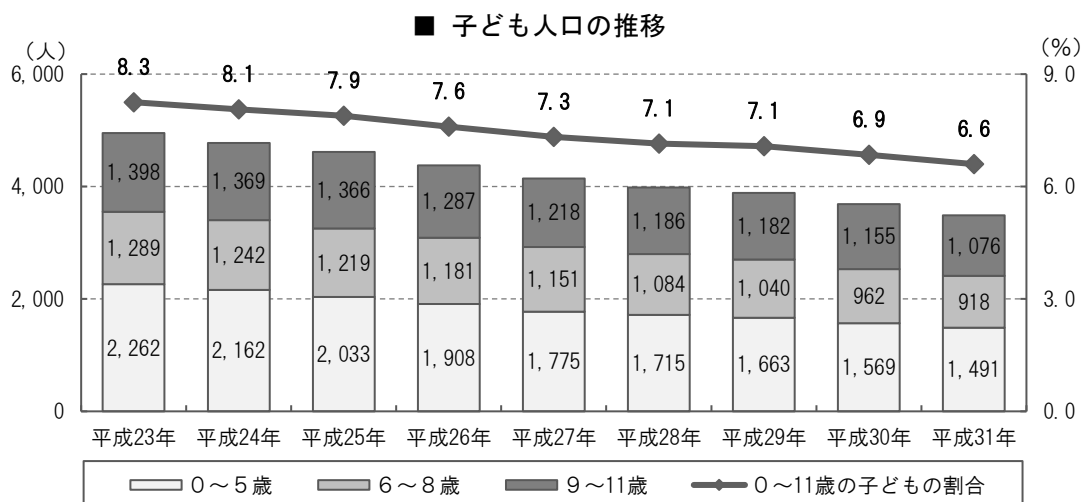
#### (1) 子ども人口等の推移

本市の人口は平成23年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、平成23年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



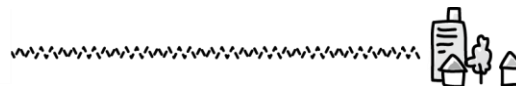
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

平成23年以降の子ども人口（就学前の子ども及び小学生）の減少割合が、総人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する0～11歳の子どもの割合は低下を続け、平成31年には6.6%となっています。



※0～11歳の子どもの割合は総人口に占める割合

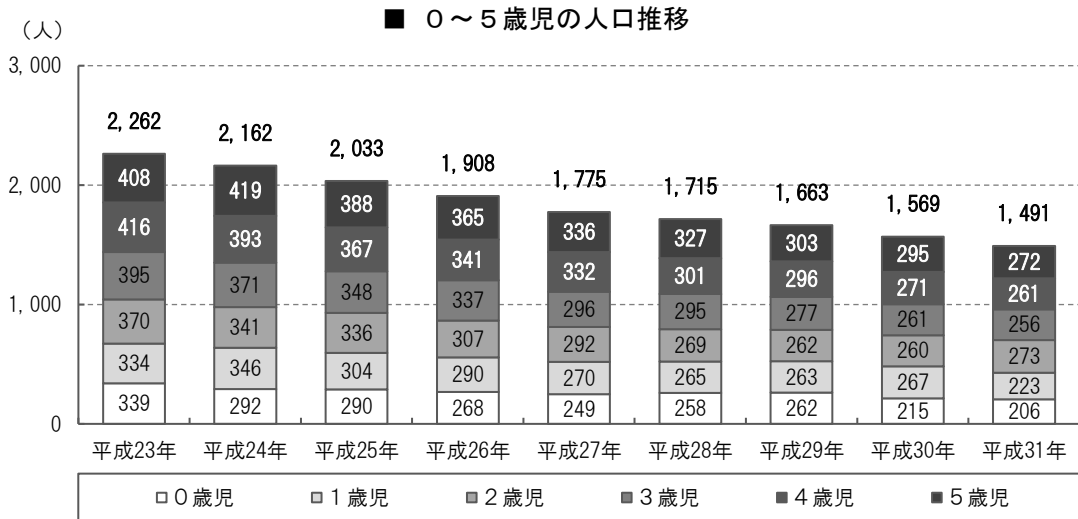
資料：住民基本台帳（各年3月31日）





さらに就学前の子ども（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成23年から平成31年にかけていずれの年齢も100～150人程度減少し、全体では771人（34.1%）減少しています。

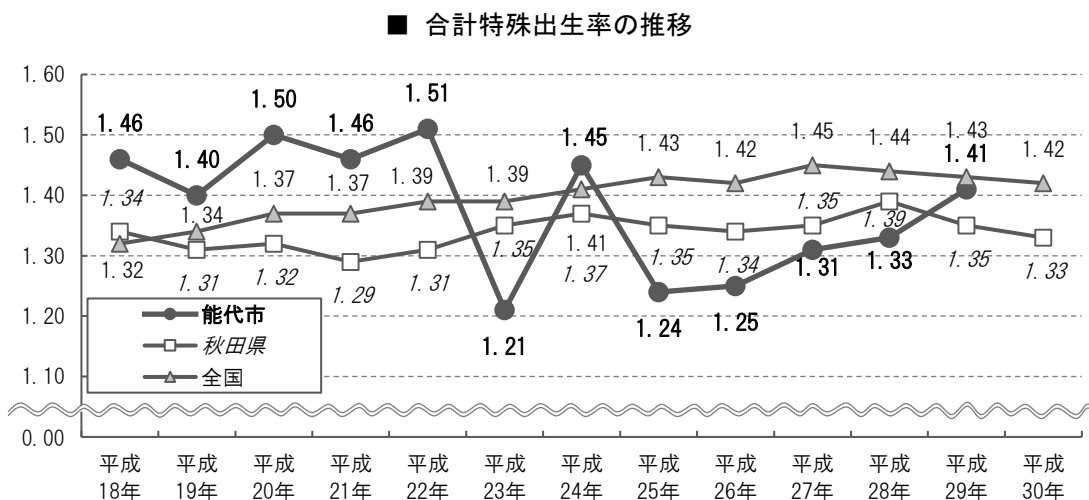
このように就学前の子ども人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も就学前の子ども数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## （2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成22年までは全国・秋田県を上回り高い水準で推移しているものの、平成23年に大きく低下し、全国・秋田県を下回りました。平成24年には1.45まで回復するも、平成25年には再度低下し1.24と全国・秋田県を下回りましたが、その後は緩やかな上昇に転じています。



資料：全国・秋田県は厚労省「人口動態統計」  
 能代市は平成18～26年「人口ビジョン」、平成27年～「能代市保健概要」





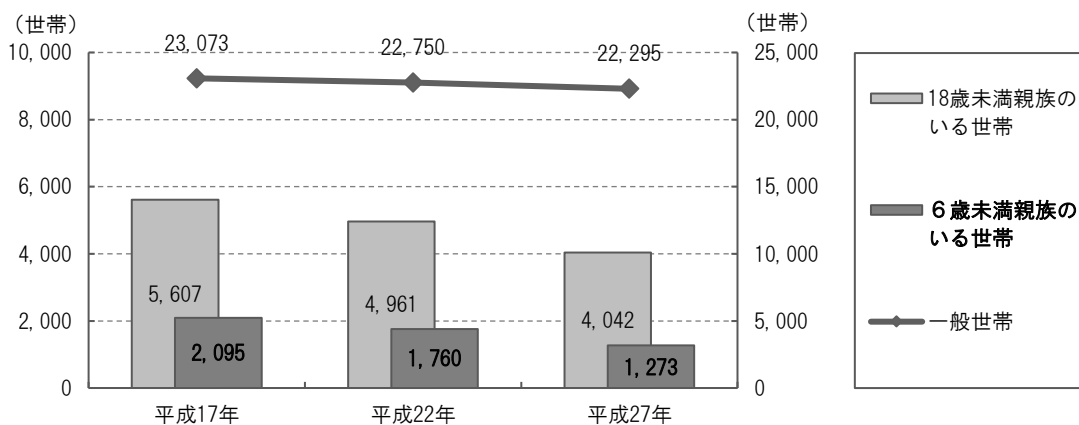


## 2 子育て家庭の状況

### (1) 子育て世帯の推移

平成17年から平成27年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。

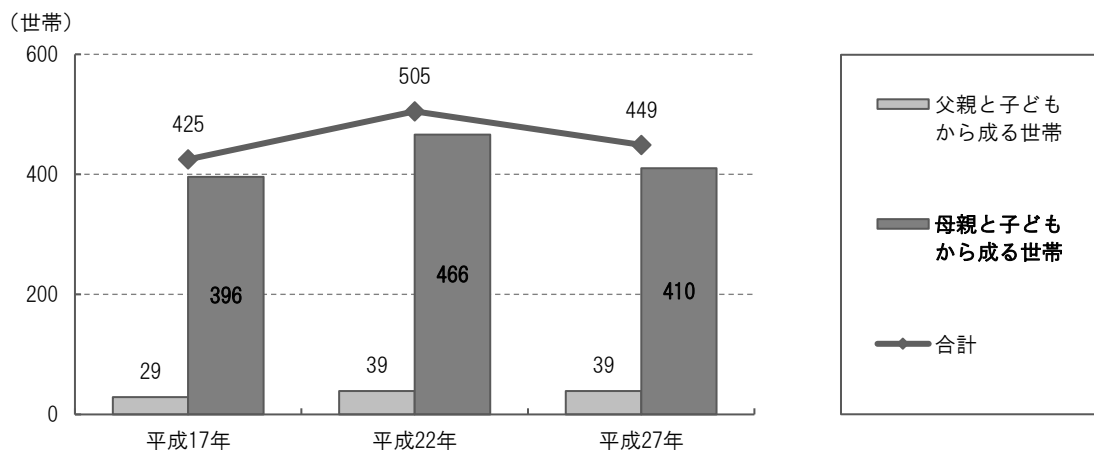
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



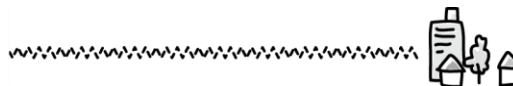
資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、父親と子どもから成る世帯はほぼ横ばい、母親と子どもから成る世帯は、増減はあるものの400世帯前後で推移しています。

■ ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査



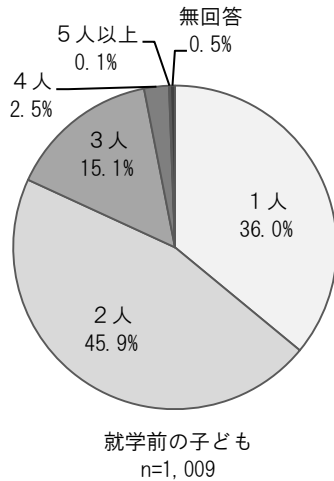
## (2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前の子どもの世帯では「1人」、「2人」、「3人」の順、小学生のいる世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前の子どもの世帯で56.4%、小学生で74.2%と小学生の世帯が17.8<sup>ポイント</sup>高くなっています。

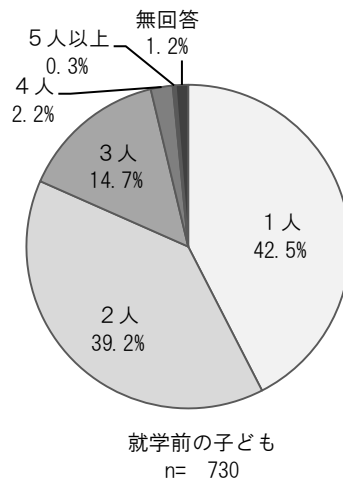
前回調査（H25）と比較すると、子どもが「2人」の世帯の割合は低くなり、「1人」の世帯の割合は高くなっています。一方で、子どもが「3人」以上の世帯での変化はない状況です。

### ■ 子育て世帯の子ども人数

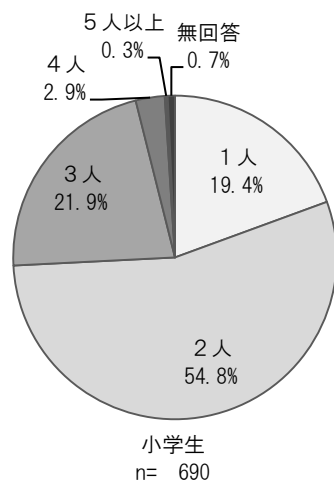
《H25 調査（就学前の子ども）》



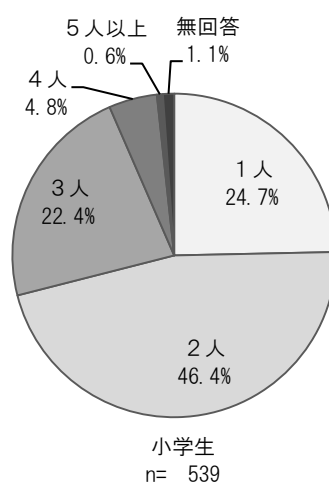
《H30 調査（就学前の子ども）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》

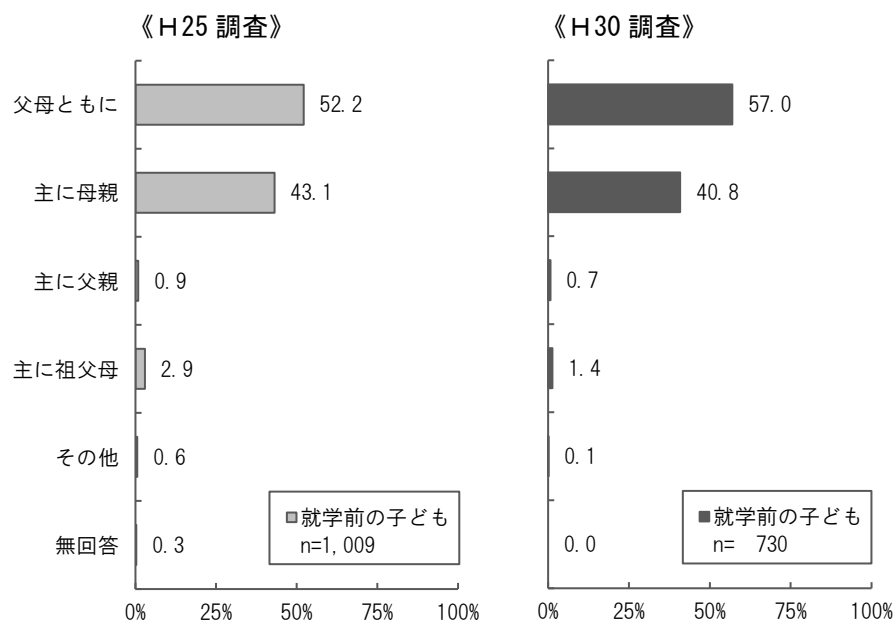


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



就学前の子どもの世帯で日常的に子育てに関わっている方をみると、「父母ともに」(57.0%)の割合が最も高く、次いで「主に母親」(40.8%)となっています。前回調査(H25)と比較しても、大きな変化はない状況です。

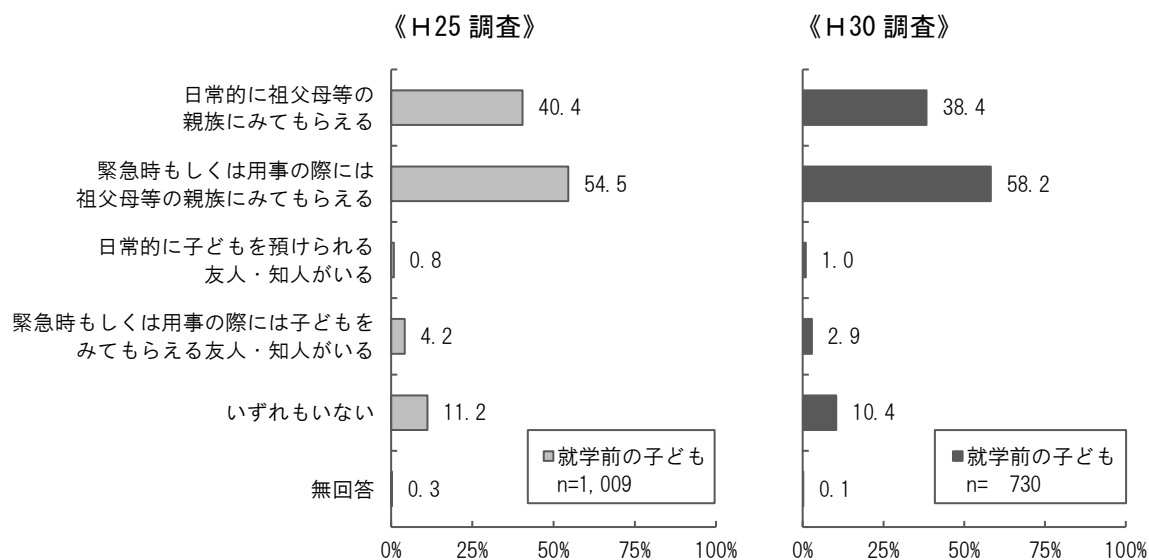
■ 日常的に子育てに関わっている方



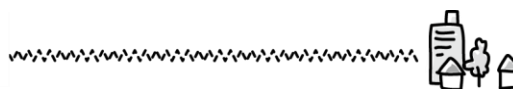
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査(H25)の11.2%から今回調査(H30)は10.4%と0.8<sup>ポイント</sup>低くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





### (3) 子育ての環境や支援への満足度

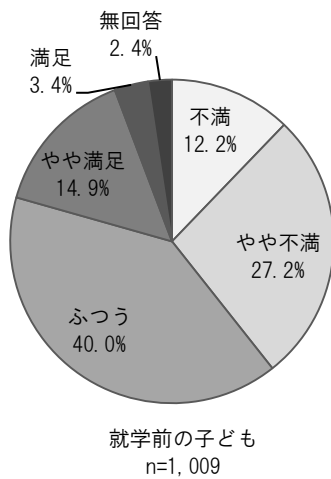
地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況をみると、就学前の子どもでは「満足」と「やや満足」の計が14.8%、「やや不満」と「不満」の計が39.6%で後者が24.8<sup>ポイント</sup>上回っています。

一方、小学生は「満足」と「やや満足」の計が15.6%、「やや不満」と「不満」の計が28.5%で後者が12.9<sup>ポイント</sup>上回っています。

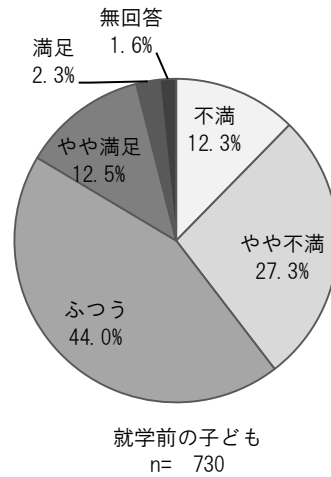
前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに大きな変化はないものの、小学生の「やや不満」と「不満」の計は前回調査（H25）の35.0%から今回調査（H30）では28.5%と6.5<sup>ポイント</sup>低くなっています。

#### ■ 地域における子育ての環境や支援への満足度

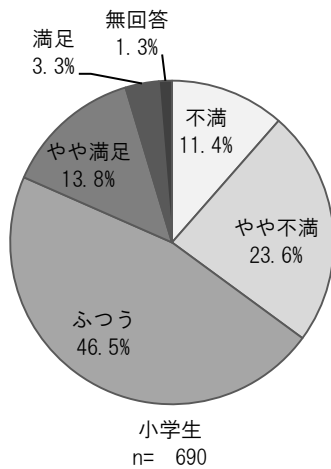
《H25 調査（就学前の子ども）》



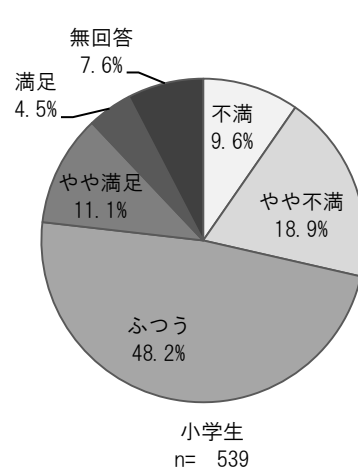
《H30 調査（就学前の子ども）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

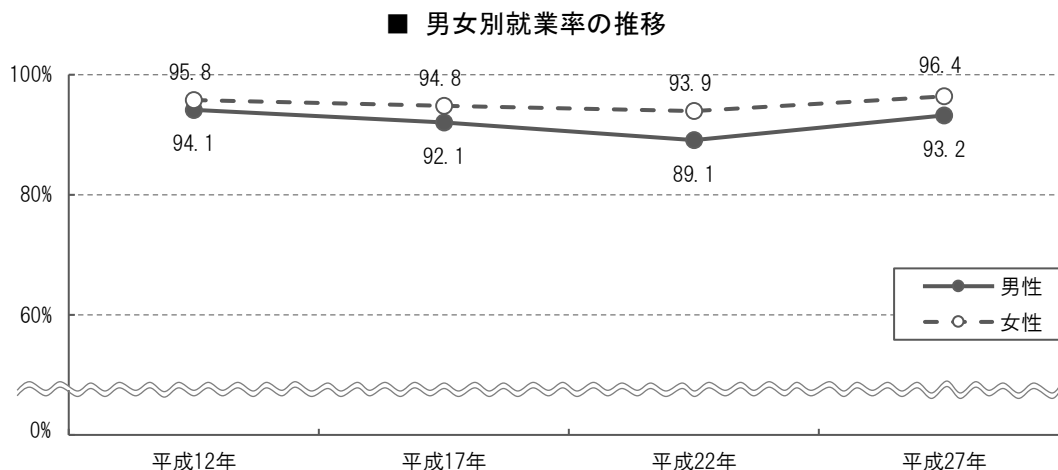




### 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

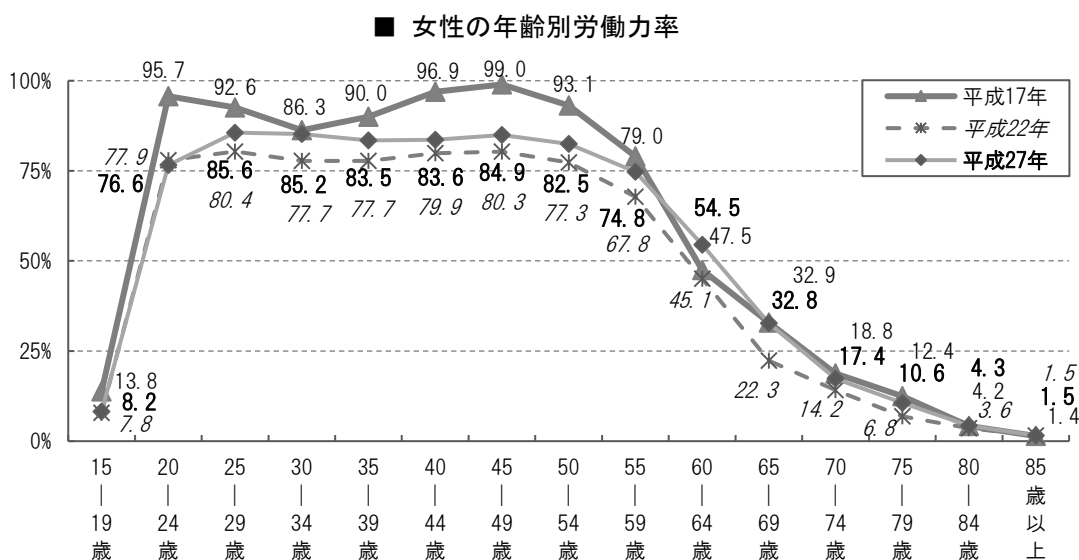
#### (1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。その後、平成27年には男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

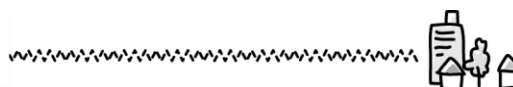


資料: 国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年では20～24歳と45～49歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の平成27年のダブルピークは25～29歳と45～49歳となり、結婚前のピークは5歳遅くなっています。



資料: 国勢調査



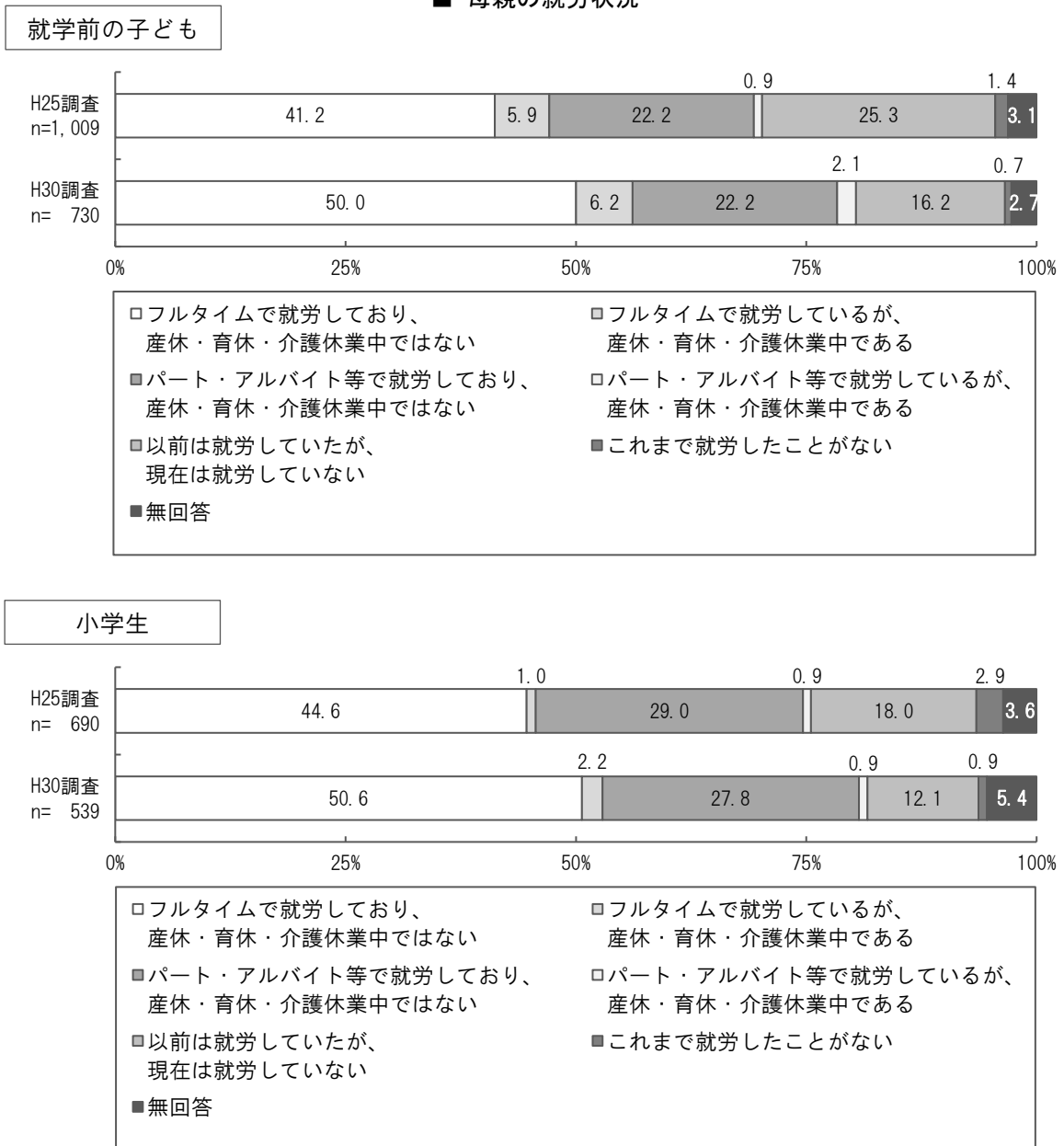


## (2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前の子どもで80.5%、小学生で81.5%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前の子どもで8.3%、小学生では3.1%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前の子どもでは10.3<sup>ポイント</sup>、小学生では6.0<sup>ポイント</sup>高くなっています。

### ■ 母親の就労状況



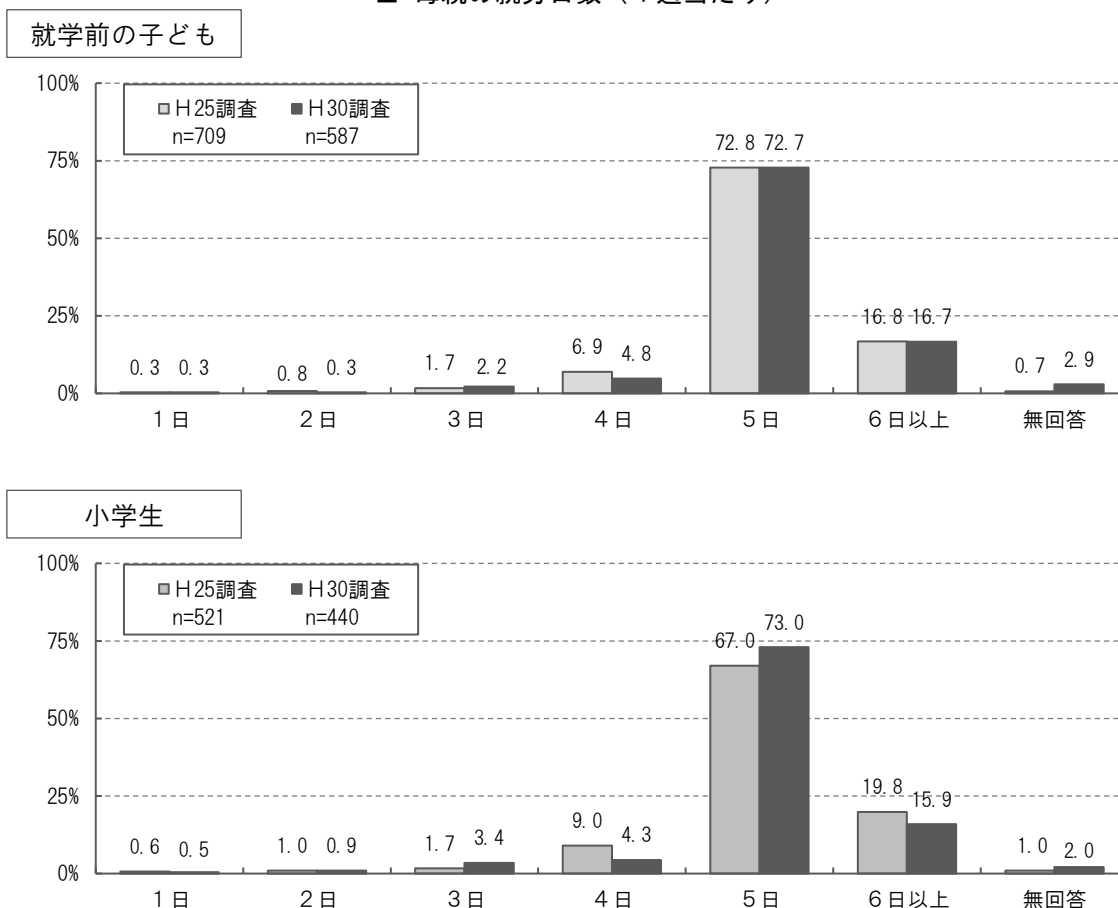
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



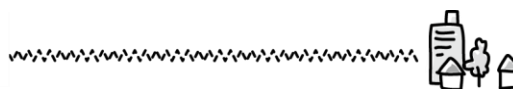
母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前の子ども・小学生ともに「5日」(72.7%・73.0%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前の子どもでは大きな変化はなく、小学生では週に「4日」働いている母親の割合は4.7ポイント低くなっているものの、「5日」では6.0ポイント高くなっています。

■ 母親の就労日数(1週当たり)



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

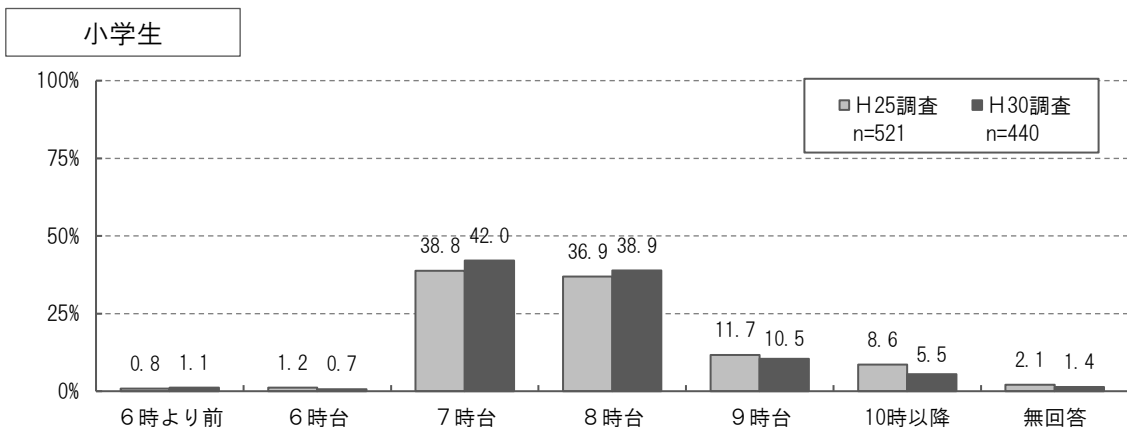
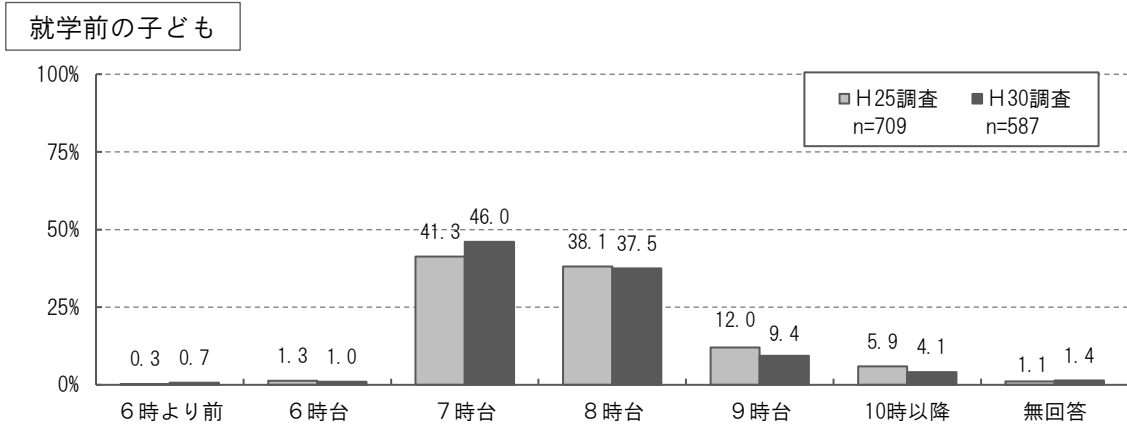




母親の出勤時間は、就学前の子ども・小学生ともに「7時台」（46.0%・42.0%）の割合が最も高く、次いで「8時台」（37.5%・38.9%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに「7時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

### ■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



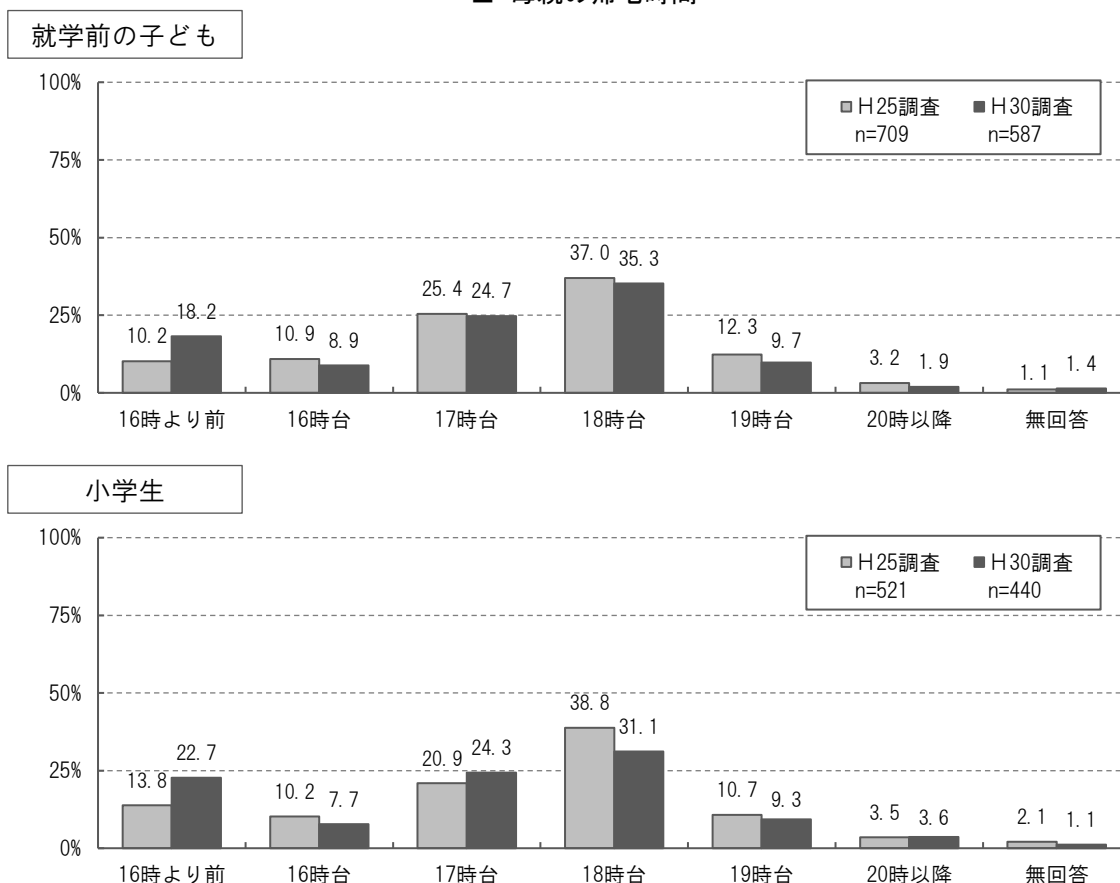




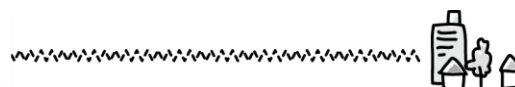
母親の帰宅時間は、就学前の子ども・小学生ともに「18時台」（35.3%・31.1%）の割合が最も高く、次いで「17時台」（24.7%・24.3%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに「16時より前」に帰宅する母親の割合が高くなり、一方「18時台」に帰宅する割合は低くなっています。

■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

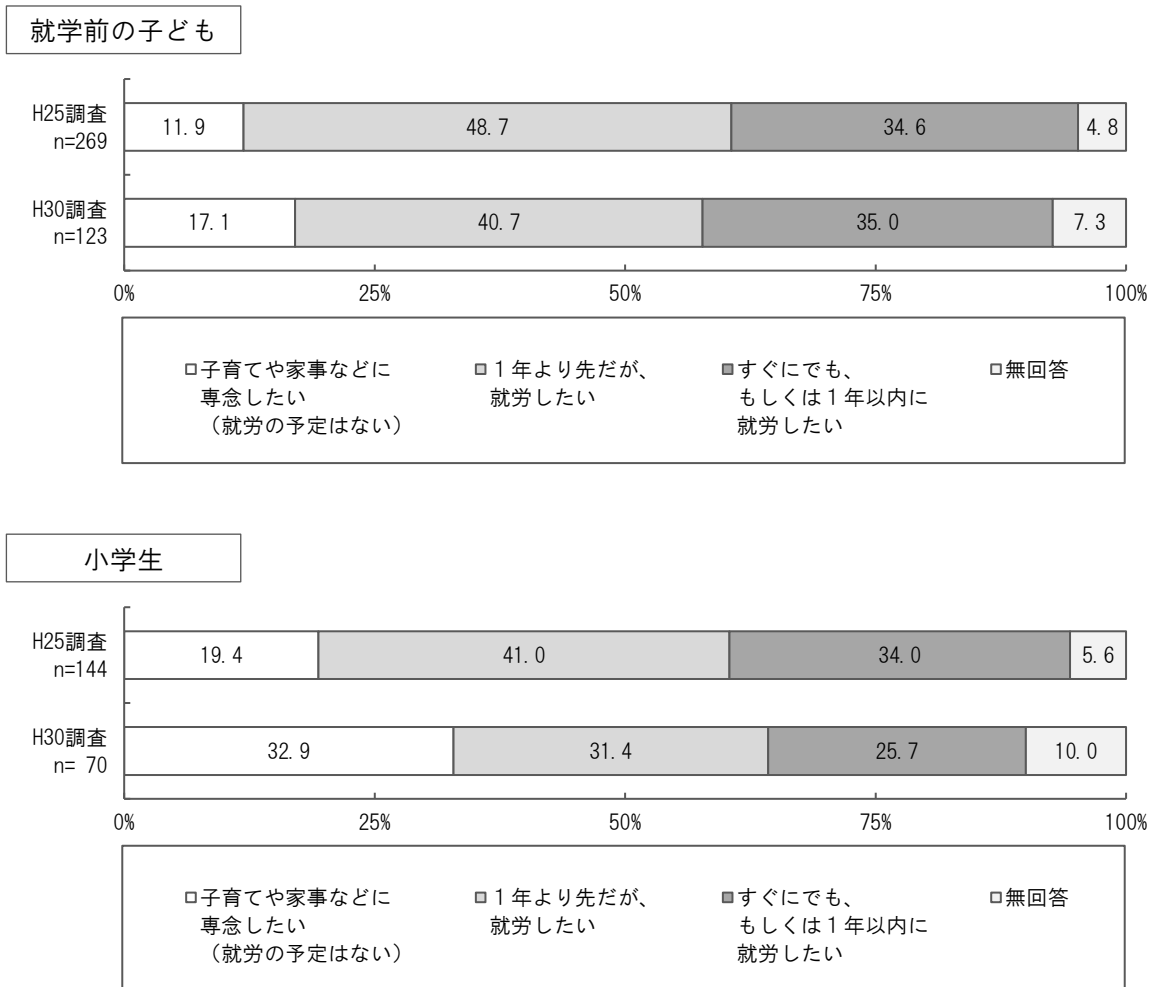




現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前の子どもでは「1年より先だが、就労したい」（40.7%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（32.9%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前の子ども・小学生ともに「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と回答した、就労を希望しない母親の割合が高くなっています。特に小学生は前回調査（H25）の19.4%から今回調査（H30）では32.9%と13.5<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



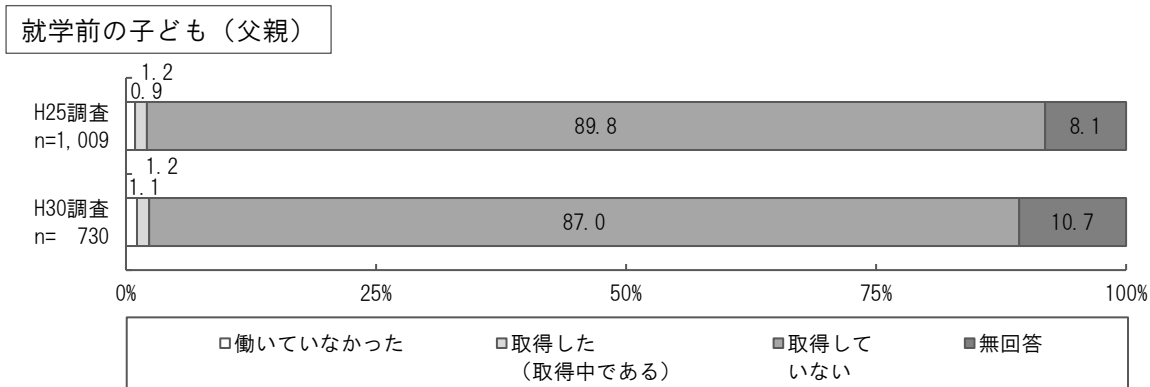
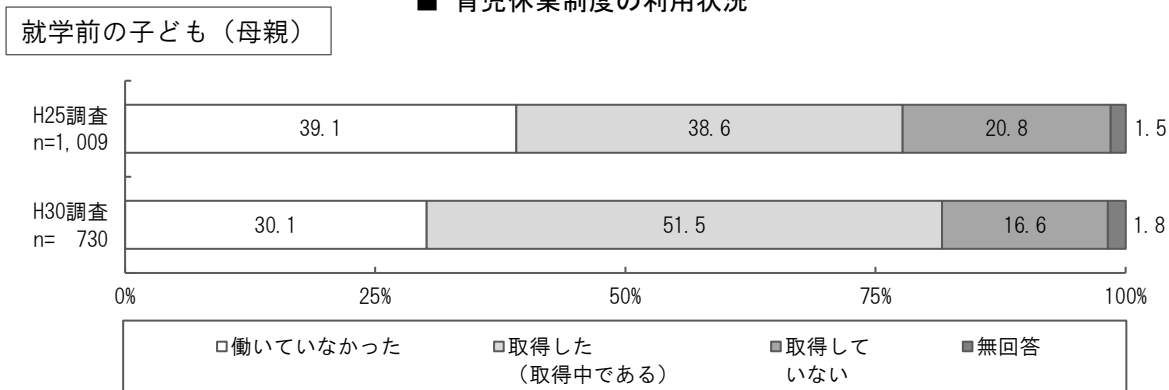


### (3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は51.5%、一方、父親は1.2%となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は12.9<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



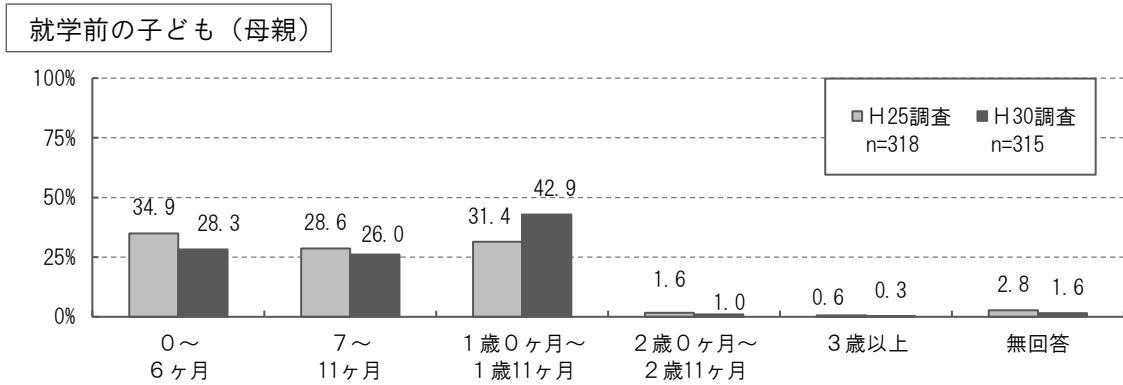
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「1歳0ヶ月～1歳11ヶ月」（42.9％）の割合が最も高く、次いで「0～6ヶ月」（28.3％）、「7～11ヶ月」（26.0％）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、前回調査（H25）は復帰時の子どもの年齢は「0～6ヶ月」の割合が最も高かったものの、今回調査（H30）は「1歳0ヶ月～1歳11ヶ月」となり、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

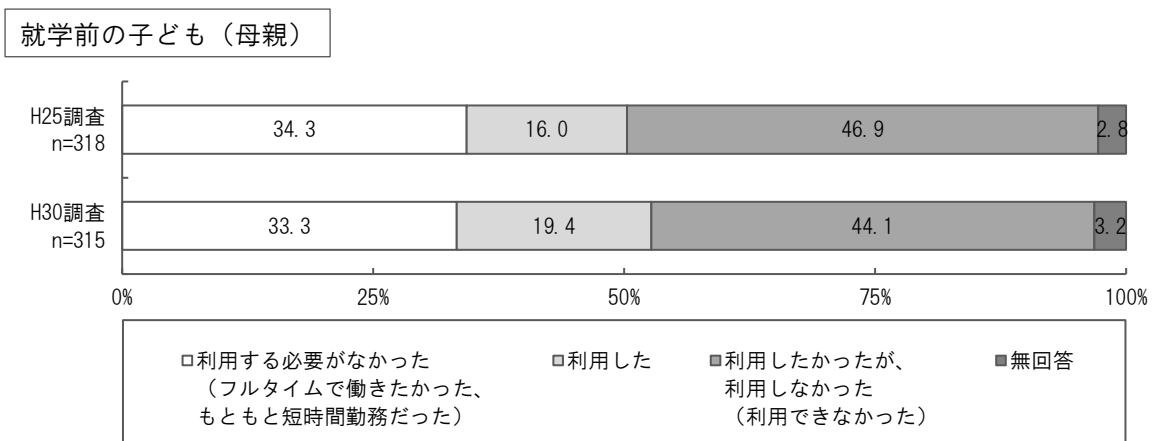
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は19.4％となり、前回調査（H25）と比較すると、3.4<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





## 4 子ども・子育て支援事業の利用状況

### (1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前の子どもは85.3%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所・へき地保育所」(50.6%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(47.0%)となっています。

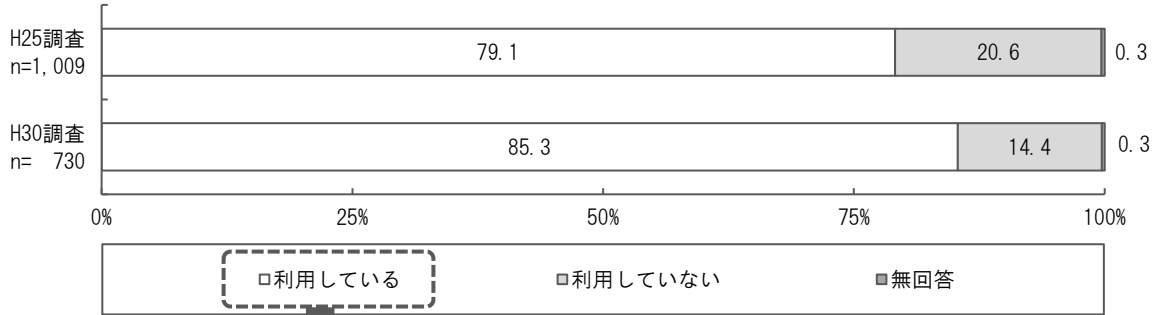
また、実際の利用と利用希望との差をみると、「ファミリー・サポート・センター」で9.4<sup>ポイント</sup>、「認定こども園」で9.3<sup>ポイント</sup>、「幼稚園又は認定こども園の預かり保育」で9.2<sup>ポイント</sup>となり、いずれも希望が高い状況です。

前回調査(H25)との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は6.2<sup>ポイント</sup>高くなっています。また、「幼稚園」と「幼稚園又は認定こども園の預かり保育」の利用希望が前回調査(H25)より低くなっていることから、「認可保育所・へき地保育所」と「認定こども園」での受け入れ体制の整備が進んでいることがうかがえます。



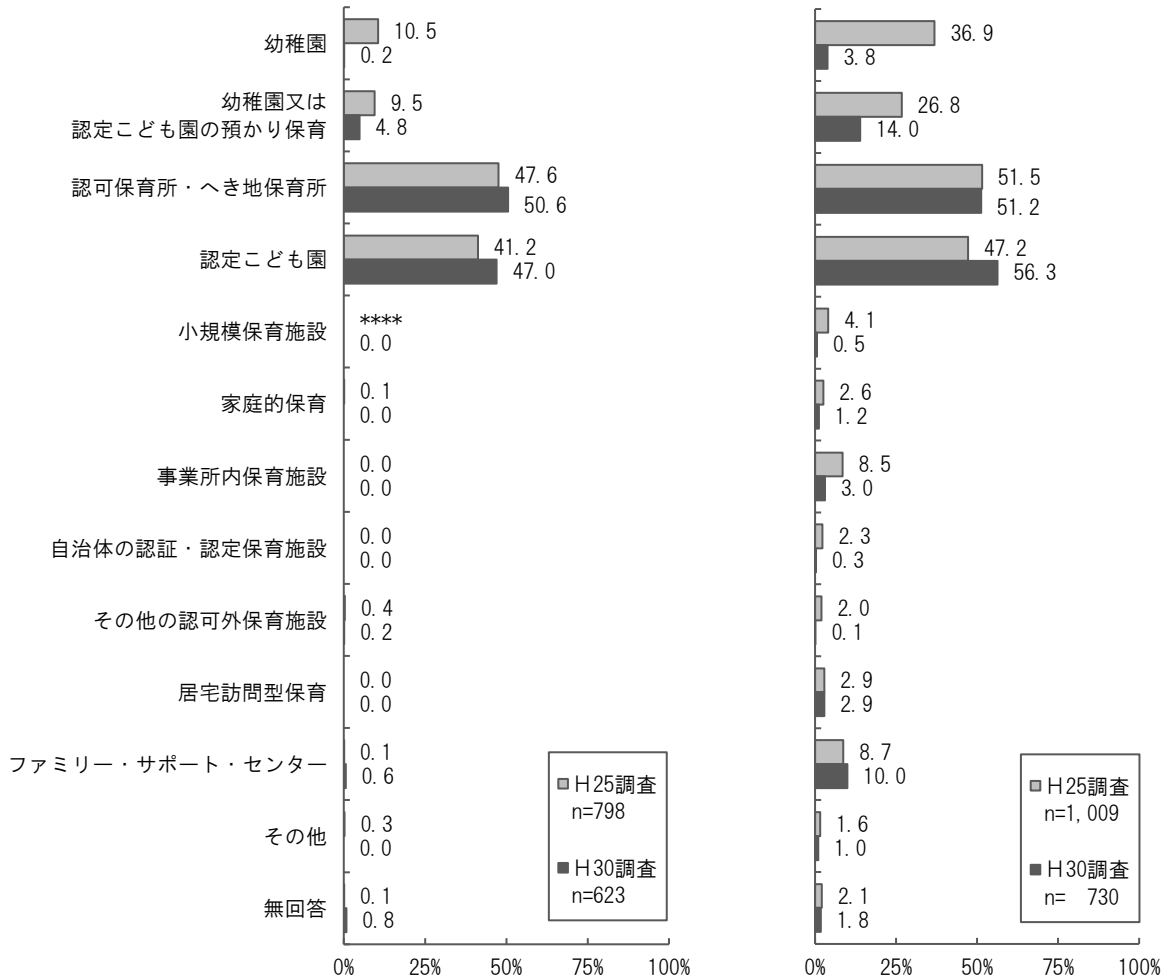
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前の子ども



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



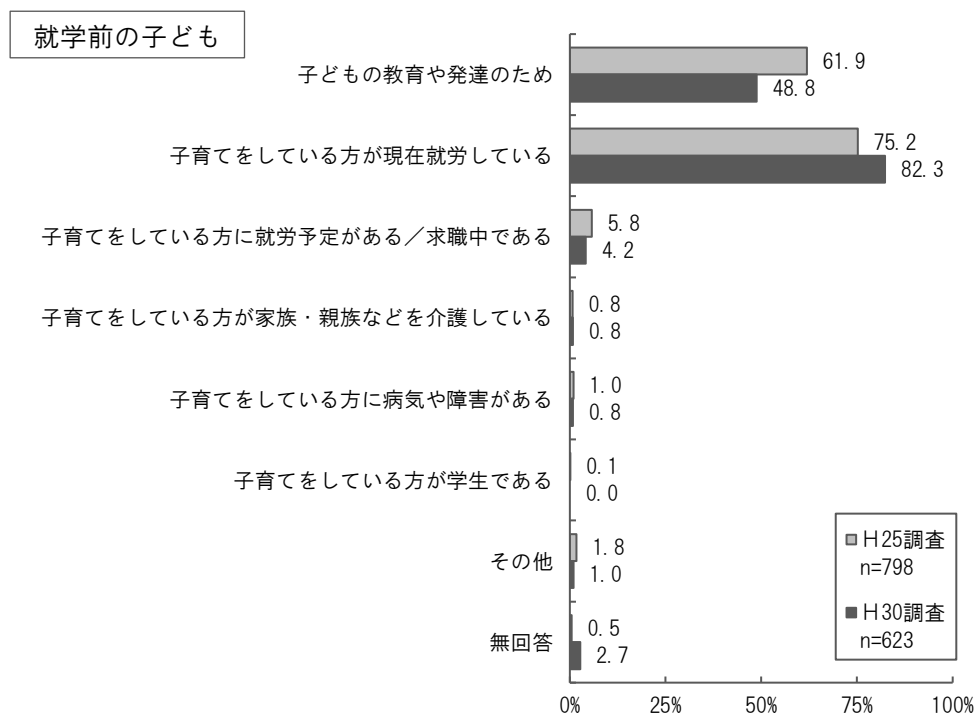


## (2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(82.3%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(48.8%)となっています。

前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、7.1ポイント高くなっています。

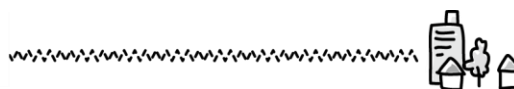
■ 平日に教育・保育事業を利用している理由

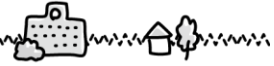


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

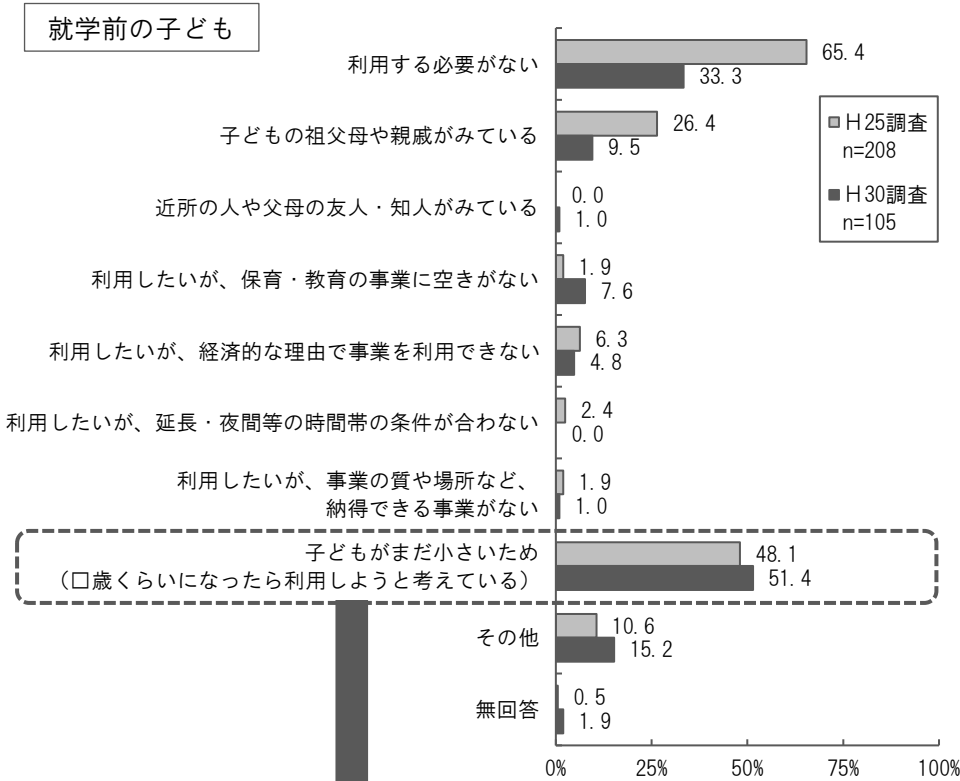
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(51.4%)、「利用する必要がない」(33.3%)の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方が利用を考えている子どもの年齢は、「1歳」(42.6%)と「3歳」(33.3%)の割合が高くなっています。

前回調査(H25)との比較をみると、利用したいが利用できていない理由では、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」は前回調査(H25)より5.7ポイント高くなっているものの、その他経済的な理由、条件が合わない、納得できる事業がない等の割合は低くなっています。



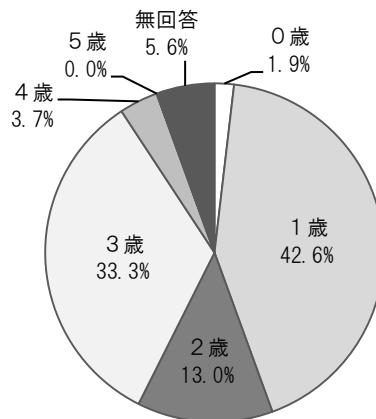


■ 教育・保育事業を利用していない理由



※「利用する必要がある」はH25 調査では「子どもの母親または父親がみている」となっています。

■ 利用を希望する子どもの年齢 《H30 調査》



※H25 調査未項目のため、  
経年比較はしていません。

就学前児童  
n= 54

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





## 5 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第1期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 母親の就業率の増加等に伴う0～2歳児の保育ニーズへの対応について

ニーズ調査における就学前子どもの母親の就業率は80.5%で、前回調査（H25）よりも10.3<sup>ポイント</sup>高くなっていることなどから、保育所の利用開始時期が低年齢化してきており、0～2歳児の保育ニーズが増加しております。子どもの人口や人口に対する保育の利用率等、今後の傾向を適切に把握し、待機児童の発生防止対策を講じることが必要です。

### 課題2 子育ての孤立化への対応について

ニーズ調査では、「子どもを日頃みてくれる親族・知人がいない」「子育てについて気軽に相談できる人がいない」と回答した割合が約1割程度となっており、こうした家庭を地域で支える仕組みづくりの重要性が増してきたと考えられます。子育ての孤立化は児童虐待につながる恐れもあることから、訪問や相談機能を充実させる取組が必要とされます。

### 課題3 子育て支援サービスの情報提供について

第1期計画期間中、様々な施策を実施しましたが、対象となる方々へ十分に周知されていないことが、子ども・子育て会議による第1期計画の評価やニーズ調査の結果からみえています。子育て支援サービスの的確な情報提供の手法を検討することが必要とされます。

### 課題4 職業生活と家庭生活との両立の推進について

ニーズ調査における育児休業を取得した母親の割合は51.5%で、前回調査（H25）よりも12.9<sup>ポイント</sup>高くなっていますが、父親の取得率は1.2%で低い傾向となっています。また、母親が育児休業を取得しなかった理由としては、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」「育休制度がなかった」が上位を占めています。職業生活と家庭生活との両立のためには、子育て世代に対する施策の充実だけでなく、企業が子育て支援に取り組みやすい施策も必要と考えられます。

## 課題5 子育ての環境や支援への満足度の向上について

---

子育ての環境や支援への満足度は、ニーズ調査結果から、就学前の子どもがいる家庭で、「不満」「やや不満」が「満足」「やや満足」を上回っている状況が続いており改善されておられません。満足度を向上させるためには、「不満」「やや不満」と答えた理由として挙げられた「子どもの遊び場の確保」「子育てに対する助成・補助」「子育て環境の向上」「医療費助成」について、必要性や効果を検証し考え方を整理する必要があります。



## 第3章

# 計画の基本的な方向







## 第3章 計画の基本的な方向

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、基本理念では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、関係機関が各々の役割を果たすとともに相互に協力することを掲げています。

子どもの健やかな成長、保護者が安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、関係機関がこれまでの取組を継続し、更なる充実策を講じていく必要があることから、第2期能代市子ども・子育て支援事業計画における基本理念は、第1期計画を踏襲し、「子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまち のしろ」としました。

基本理念

子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまち のしろ



## 2 計画の基本的な考え方

本計画は、第1期計画を踏襲し、次の4つの基本的な考え方により、施策を展開していきます。

### <子どもの視点にたった施策を展開すること>

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、子どもの視点にたって、必要な施策を検討し、展開していきます。

### <子育て家庭の視点にたった施策を展開すること>

子育て中の家庭の環境は、保護者の就労状況などにより様々です。このような中で、子育て家庭が“子育て”を負担と感じるのではなく、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を展開していきます。

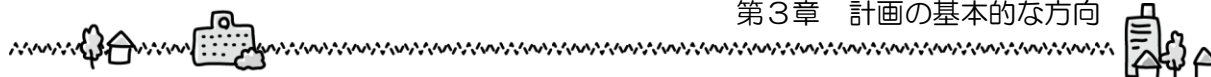
### <地域で子育て支援を展開すること>

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提に、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるために、地域全体で保護者の子育てを支援することで子どものより良い育ちを実現していきます。

### <妊娠・出産期からの切れ目のない施策を展開すること>

「能代で出産し、子育てができてよかった」と言ってもらえるような、妊娠期から切れ目のないきめ細やかな施策を展開していきます。





### 3 計画の基本施策

本計画の基本理念を実現するため、次の基本施策を掲げ総合的な子育て支援策の展開を図ります。

#### (1) 地域における子育ての支援

---

全ての子どもと子育て家庭が、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるように、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

#### (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援

---

家庭・地域・行政・関係機関が一体となって、幼児期から学童期における、子どもが健やかに育つための支援を行います。

#### (3) 妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策

---

子育て世代包括支援センターを中心とし、各種母子保健事業の実施、相談体制の構築、関係機関との連携を図り、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

#### (4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

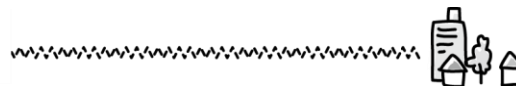
---

「働き方の見直し」と「仕事と子育ての両立」の観点から、企業における子育て支援が推進されるよう取り組みます。また男女ともに仕事と子育てを両立できる環境を整備します。

#### (5) 保護を要する子どもへの対応等の取組の推進

---

社会問題となっている児童虐待について、関係機関との連携や相談体制を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を図ります。



## 4 施策の体系図

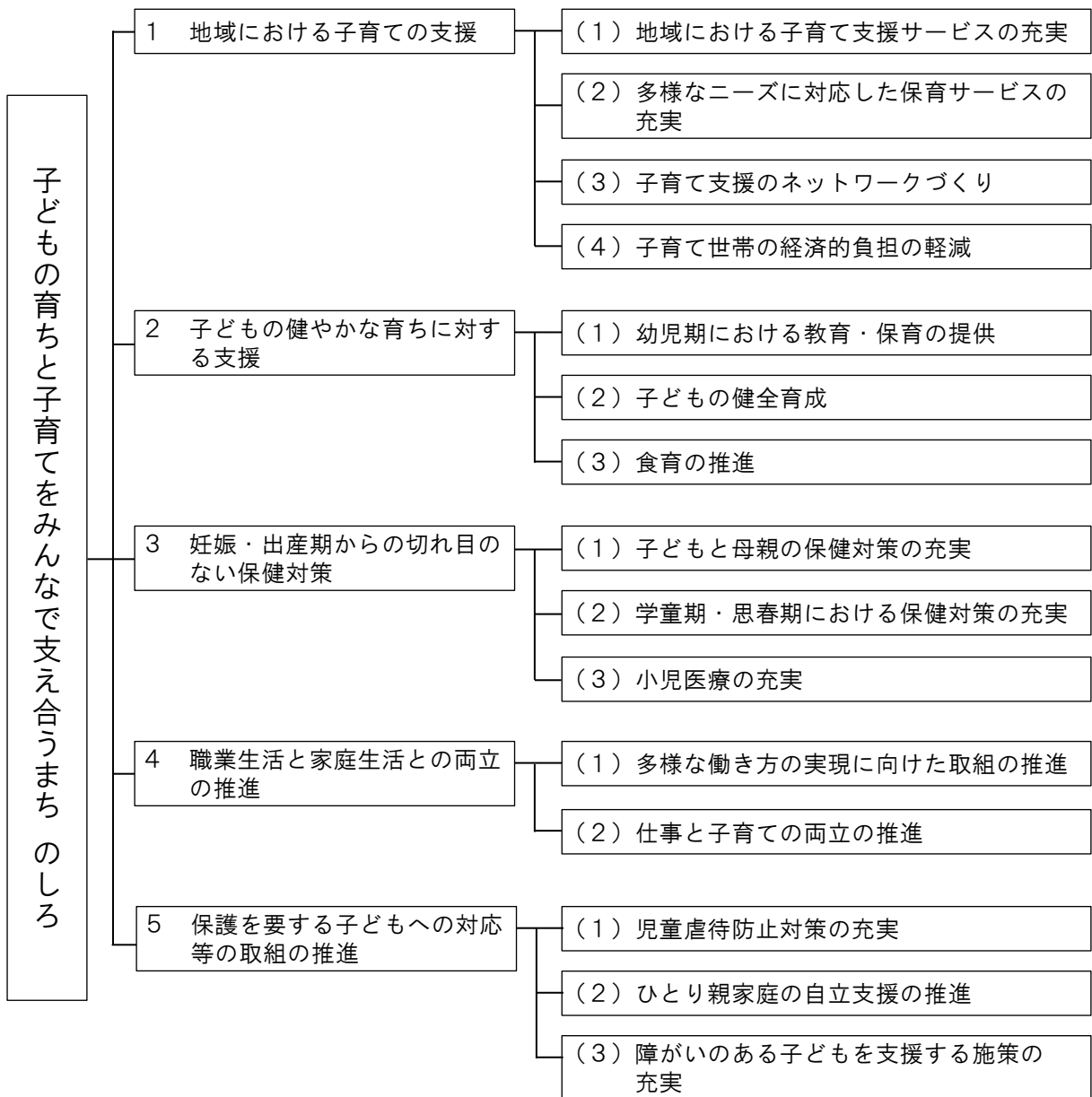
＜基本的な考え方＞  
 ◎子どもの視点にたった施策を展開すること  
 ◎子育て家庭の視点にたった施策を展開すること  
 ◎地域で子育て支援を展開すること  
 ◎妊娠・出産期からの切れ目のない施策を展開すること

基本的な考え方をもとに施策を展開します。

＜基本理念＞

＜基本施策＞

＜施策＞







## 第4章

# 施策の展開







## 第4章 施策の展開

### 基本施策1 地域における子育ての支援

#### 施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

##### 現状と課題

全国的な傾向として、核家族化や地域の希薄化により、身近に相談できる人や協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立化が進み、子育て世代の育児の負担感が増えていると考えられます。

本市においても、ニーズ調査の結果によると、約1割程度の保護者が子育てをする上で、相談できる人又は場所がないと回答しており、また、子育ての環境や支援への満足度については、3割前後の保護者が「満足度が低い」との結果となっています。

今後も、保護者の子育てに対する負担感・不安感を軽減し、安心して子育てのできる地域社会を築くため、一人ひとりの子どもの育ちを保障することを前提に、子育て家庭に対して、ニーズに対応した様々な子育て支援サービスの提供を図ることが必要です。

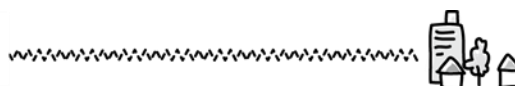
##### 施策の方向性

- 全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組みます。
- 子育て支援センターでは、育児相談、子育て支援講座やすくすくひろばの開催等、各種事業を実施しており、今後も、子育て家庭のニーズの的確な把握に努め、事業を実施します。
- ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の増加を図るための取組を検討します。
- つどいの広場事業については、開設日の確保に努めます。
- 子どもの屋内遊び場の整備を検討します。

##### 主な事業・取組

#### ① 子育て支援センター事業【担当：子育て支援課】

育児相談、子育て家庭の交流、育児サークルへの支援等を行います。また、子育て支援講座、会議、講習会での託児支援のほか、小中高生を対象にボランティア育成等の取組を行います。





② ファミリー・サポート・センター事業【担当：子育て支援課】

---

子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。

③ つどいの広場事業【担当：子育て支援課】

---

イオン能代店3階にある「つどいの広場」において、主に乳幼児を持つ子育て中の親が、気軽に集い交流するとともに、子育ての相談もできる場を提供する事業です。一時預かり事業も行っています。

④ 能代すくすくまごころパス事業【担当：子育て支援課】

---

子育て家庭にめんchocoカードを発行する事業です。カードを提示すると協賛店から工夫を凝らしたサービスが受け取ることができます。

⑤ めんchoco誕生事業【担当：子育て支援課】

---

生まれてきた赤ちゃんに「ありがとう」の気持ちを伝え、家族の絆やふるさと能代を思う心を持った子どもに育ててほしいとの願いを込め、能代市からのメッセージを添えたオリジナル絵本や木製品又は木のおもちゃをプレゼントする事業です。

⑥ 「移動式赤ちゃんの駅」貸出事業【担当：子育て支援課】

---

屋外イベント時に移動式赤ちゃんの駅（屋外での授乳及びおむつ交換用のテント）を貸し出す事業です。

⑦ 父子健康手帳配布事業【担当：子育て支援課】

---

父親が育児を楽しみ、積極的に子育てに関われるように「父子健康手帳」の配布を行っています。





## 施策（２）多様なニーズに対応した保育サービスの充実

### 現状と課題

保育所や認定こども園の入所状況は、未就学の子どもの人口は年々減少しているものの、女性の就業率の増加等に伴い、特に0～2歳児について、子どもの人口に対する利用率は年々増加してきています。

また、保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育等に対するニーズに対応する必要もあります。

本市においては、現在、保育所等の入所に対する待機児童はいませんが、全国的に保育士不足といわれている中で、保育士の確保が難しくなっており、0～2歳児を中心に子どもの受入れが難しくなっています。

また、保育所等に入所しやすい年度当初にあわせて、職場復帰のタイミングを変更するケースもあります。

市立保育所については、「市立保育所の今後の方針」に基づき、統廃合や民間移管を進めています。

放課後児童クラブについては、一部の学区で待機児童が発生しているため、小学校6年生までの希望者が全員利用できるよう整備を進めています。

### 施策の方向性

- 保育所等の待機児童が発生しないよう保育士等の処遇改善等の確保対策を進めます。
- 保育所等への入所を理由に育児休業の取得期間を切り上げることのないよう、定員の確保に努めます。
- 一時預かり事業、延長保育事業や休日保育事業については、多様なニーズに対応できるよう、適切な提供体制の確保に努めます。
- 病児保育事業については、感染症の流行期等に需要が集中し利用できない場合があることから、改善策を検討します。
- 市立保育所のあり方については、「市立保育所の今後の方針」に基づき、令和4年度末で第四保育所を廃止するほか、第四保育所以外の3施設についても、民間移管を基本に国・県の動向や入所人数の動向のほか、地域の状況等を踏まえ、統廃合を含め、その方向を決定します。
- 放課後児童クラブは、令和2年度末までの計画で施設整備を進めます。

## 主な事業・取組

### ① 一時預かり事業【担当：子育て支援課】

---

認可保育所等において、保護者の傷病や冠婚葬祭等のため、家庭で子どもを世話することができない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

### ② 病児保育事業（病児対応型）【担当：子育て支援課】

---

病気の回復期に至らない場合でかつ、当面の急変が認められない小学校6年生までの子どもで、保護者の労働等の理由により家庭での保育が困難な場合、一時的にその子どもを医療機関の専用スペースで預かる事業です。

### ③ 病児保育事業（体調不良児対応型）【担当：子育て支援課】

---

保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、安静が確保されるスペースで看護師が子どもを預かる事業です。

### ④ 放課後児童クラブ運営事業【担当：子育て支援課】

---

子どもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する事業です。

### ⑤ 延長保育事業【担当：子育て支援課】

---

認可保育所、認定こども園において、時間を延長して子どもを保育する事業です。

### ⑥ 休日保育事業【担当：子育て支援課】

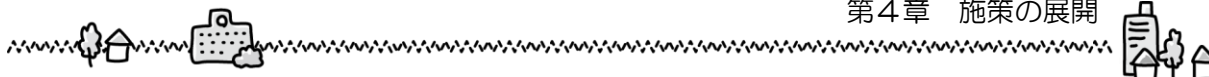
---

日曜・祝日等の休日の保育ニーズに対応するため、休日に子どもを保育する事業です。

### ⑦ 保育士等確保対策事業【担当：子育て支援課】

---

市内の民間保育所、認定こども園に就労した方に対する就労奨励金の支給や保育士等の子どもが保育所等へ入所するときの優先入所等を実施しています。



## 施策（3）子育て支援のネットワークづくり

### 現状と課題

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを地域全体で支える体制を整備するため、地域コミュニティにおいて子育てをサポートしていくための仕組みづくりが必要です。

そのためには、行政だけが子育て支援を行うのではなく、地域で子ども・子育て支援を行う人材や団体を育成し、連携していく必要があります。

また、子育て支援サービス等が、子育て世代に十分周知されるよう、的確な情報提供を行うことも必要です。

さらに、地域住民の多くが、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましいと考えられます。

### 施策の方向性

- 地域で子ども・子育て支援を行っている育児サークル等の活動を支援します。
- 子育て支援情報の発信については、子育て支援アプリの導入やSNS等の情報発信ツールを最大限活用し、的確に情報提供できる仕組みを検討します。

### 主な事業・取組

#### ① 地域における子育て支援のネットワークの形成【担当：子育て支援課】

秋田県山本地域振興局で設置する「子ども・子育て支援推進能代山本地区協議会」に参加し、子育てに関する市町村ネットワークの構築や子育て環境の整備を推進します。

#### ② 子育てマップ等発行事業【担当：子育て支援課】

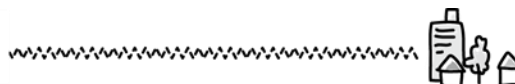
子育て支援サービスを提供する施設の情報や場所、連絡先等を記載した「のしろ子育てエンジョイ！マップ」を発行する事業です。

#### ③ 子育て支援情報提供事業【担当：子育て支援課】

市ホームページで子育て支援に関する情報を掲載するほか、子育て支援センターの行事等をメール配信する事業です。

#### ④ 子ども・子育て応援団体支援事業【担当：子育て支援課】

子ども・子育て支援を目的とした団体が行う、保護者や子どもの交流の場を提供する事業や地域の子育て支援の向上を目的とするイベントの開催に要する費用に対して補助金を交付する事業です。



## 施策（４）子育て世帯の経済的負担の軽減

---

### 現状と課題

本市では、児童手当のほか、乳幼児から高校生までの医療費助成、保育料等の軽減により、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきました。

令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上の全ての子どもと市民税非課税世帯の0～2歳の子どもの保育料が無償化となりました。

さらに、本市では、新たな経済的負担の軽減策として、ライフステージの節目となる子どもの誕生と小中学校への入学の際に祝い金を支給する事業を令和元年度から実施しています。

### 施策の方向性

○子どもを生み育てやすい環境づくりのため、より効果的な経済的負担の軽減を検討します。

### 主な事業・取組

#### ① 保育料の無償化【担当：子育て支援課】

---

認可保育所及び認定こども園における保育料を無償化しています。

○対象者：3歳以上の全ての子ども

3歳未満で市町村民税非課税世帯の子ども

#### ② すこやか子育て支援事業（保育料助成）【担当：子育て支援課】

---

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳未満児の保育料に対して、一定の所得制限のもと助成する事業です。

#### ③ すこやか子育て支援事業（副食費助成）【担当：子育て支援課】

---

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳以上児の副食費（おかず・おやつ代）に対して全額助成する事業です。

#### ④ 子育てファミリー支援事業【担当：子育て支援課】

---

平成30年4月2日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯を対象に、一時預かり事業等の利用料を助成する事業です。





⑤ 子育て祝い金支給事業【担当：子育て支援課】

---

子どもの出産や小中学校への入学に対して祝い金を支給する事業です。

⑥ 乳幼児、小中学生、高校生等医療費助成（福祉医療費）【担当：市民保険課】

---

乳幼児、小中学生、高校生等の医療費の自己負担金を助成する事業です。

⑦ 児童手当【担当：子育て支援課】

---

中学校修了前までの子どもを養育している方に児童手当を支給する事業です。

⑧ 助産施設運営費【担当：子育て支援課】

---

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、その妊産婦からの申込みに応じて助産施設において助産を行う事業です。

⑨ 要保護及び準要保護児童生徒援助費【担当：学校教育課】

---

経済的理由により就学困難な児童生徒（保護者等）に学用品費、医療費及び学校給食費等の援助を行う事業です。

⑩ 奨学金貸付事業【担当：学校教育課】

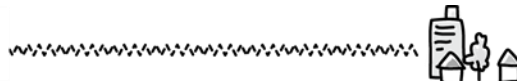
---

優良な学生・生徒であって、経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与する事業です。

⑪ 特別支援教育就学奨励費【担当：学校教育課】

---

特別支援学級に入級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の奨励を図るため、学用品費・学校給食費等を援助する事業です。



## 基本施策 2 子どもの健やかな育ちに対する支援

### 施策（1）幼児期における教育・保育の提供

#### 現状と課題

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもに対し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供していることから、市内の教育・保育施設においては、キャリアアップ研修の受講等を通じて、質の向上に努めているところです。

国では、都道府県への幼児教育センターの設置や、市町村への教育・保育施設を巡回して助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置等、幼保小連携の強化や研修機会の増加による幼児教育の更なる充実を図ろうとしています。

#### 施策の方向性

- 認定こども園や保育所において、質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、保育士等のキャリアアップ研修等への受講を促します。
- 市内の認定こども園や保育所と連携し、幼児教育アドバイザーの活用等、市域全体の教育・保育の質の向上を図ります。
- 認定こども園や保育所における地域活動事業や特色ある教育・保育事業を積極的に支援します。

#### 主な事業・取組

- ① 子ども・子育て支援事業（認定こども園等の運営支援）  
【担当：子育て支援課】

保育の必要性の有無に関わらず教育・保育を提供する認定こども園と、保育の必要性のある子どもに対して主に保育を提供する認可保育所の運営を支援します。

- ② 幼児教育・保育の質の向上対策【担当：子育て支援課】

保育士等のキャリアアップ研修の受講を促し、キャリアアップに応じた賃金改善を行う事業です。

- ③ 認定こども園等における地域活動事業【担当：子育て支援課】

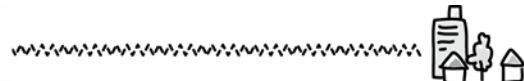
認定こども園や保育所が行う異年齢児交流事業、地域行事への参加や伝統文化に触れる活動のほか、英語や音楽等、特色ある教育・保育事業に要する費用に対して補助する事業です。



#### ④ 幼児教育・保育アドバイザー配置事業【担当：子育て支援課】

---

幼児教育・保育アドバイザーを配置し、保育所等及び小学校への訪問等により、教育・保育の更なる質の向上を図る事業です。



## 施策（２）子どもの健全育成

### 現状と課題

家庭環境の多様化や地域社会における連帯感の希薄化等により、子どもや家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした環境の変化は、遊びや学びを通じた子どもの社会性を育む機会の確保に大きな影響があると考えられます。

このため、家庭・地域・教育施設・行政が一体となって、子どもを育む環境づくりに取り組むことが重要です。

また、子どもの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てや子どもの成長に対して喜びやいきがいを感し、ゆとりをもって子育てができるように保護者に対して支援することが求められています。

このため、家庭教育支援等、保護者に対する学びの機会の充実が望まれます。

国では、「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年に策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、関係機関が連携して取り組むことを求めています。

### 施策の方向性

- 放課後子ども教室等の実施により、地域の人財を掘り起こし、地域の宝として子どもを育てる意識の醸成を図ります。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を進めます。
- 放課後児童支援員の処遇改善等による確保対策を進めます。
- 放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の研修受講を支援します。
- 学校・家庭・地域が連携して、地域資源を活かした体験活動の充実を図ります。
- 子どもの安全な遊び場を確保するため、公園施設の適切な維持管理に努めます。
- 家庭教育支援事業に加えて、保育所、認定こども園や子育て支援センター等と連携した保護者の学習機会の提供に努めます。



## 主な事業・取組

### ① 放課後子ども教室推進事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

放課後・週末等の子どもの居場所づくりとして、学校の図書室や体育館等の開放や、週末の体験活動を実施する事業です。

### ② 放課後児童クラブ運営事業（再掲：主掲載32頁）【担当：子育て支援課】

子どもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する事業です。

### ③ 社会参加活動促進事業「みんなでAction!」【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

地域の各種団体や関係課等と連携し、中学生、高校生の社会参加活動を促進する事業です。

### ④ 都市公園等の整備【担当：都市整備課】

子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園等の整備を行います。

### ⑤ 図書館事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

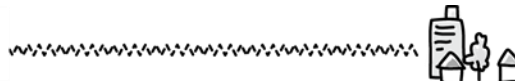
能代図書館と二ツ井図書館を運営する事業です。図書館劇場やおはなし会を開催し、本に親しみを持ってもらうなど、読書活動を推進する事業を行っています。

### ⑥ 読書活動推進事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

子どもの読書活動を推進する事業です。子どもが気軽に読書に親しむことができる環境の整備を目指し、家庭や地域、学校等と連携しながら事業を行っています。

### ⑦ 公民館事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

中央公民館や二ツ井公民館等を運営する事業です。様々な体験活動の実施や学習機会の提供を行っています。





⑧ 子ども館事業【担当：子ども館】

---

子ども館を運営する事業です。子どもの科学に対する関心を高めるため、JAXA等の関係機関と連携した講座やイベントを実施しています。

⑨ 青少年健全育成団体育成事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

---

能代市子ども会育成連合会や青少年育成能代市民会議関連行事等への協力を行う事業です。

⑩ 校外活動支援事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

---

青少年の校外活動を促進するため、「のしろ子どもまつり」等への支援を行う事業です。

⑪ 家庭教育支援事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

---

乳幼児から思春期までの子どもを持つ保護者等を対象にした家庭教育関係講座の開催等を行う事業です。

⑫ のしろDEマナブウ事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

---

ふるさとへの愛着を育むため、能代の歴史、産業、風土等に関する体験活動を行う事業です。

⑬ 性教育啓発推進事業【担当：学校教育課】

---

学級活動や保健体育の授業等で感染症予防を含む適切な性教育を実施する事業です。

⑭ 不登校児童生徒対策事業【担当：学校教育課】

---

不登校対策として、適応指導教室の開設や不登校保護者会を開催する事業です。

⑮ 心の教室相談員配置事業【担当：学校教育課】

---

小中学校に心の教室相談員を配置して、児童・生徒からの相談に対応する事業です。

⑯ 教育相談員配置事業【担当：学校教育課】

---

教育相談電話「風の子電話」の設置や教育相談員を配置し、児童・生徒・保護者等からの教育に関する相談活動を行う事業です。





⑰ 児童生徒等健康管理事業【担当：学校教育課】

---

学校で、定期健康診断、尿検査、心臓検診、貧血検査、新入学児童健康診断を実施する事業です。

⑱ 特色ある教育活動推進事業【担当：学校教育課】

---

小中学校の総合的な学習の時間等で様々な体験活動を実施する事業です。

⑲ ふるさと教育事業【担当：学校教育課】

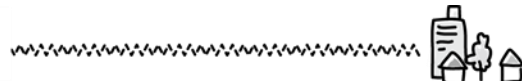
---

小中学校のふるさと学習活動を発表する交流会等を開催する事業です。

⑳ 児童館運営事業【担当：市民福祉課】

---

二ツ井児童館を運営する事業です。全ての子どもを対象に健全な遊び場を提供する事業です。



## 施策（3）食育の推進

### 現状と課題

少子・高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化等、「食」を取り巻く環境は時代の流れと共に変化してきており、肥満等の身体的影響や、孤食等の社会的影響の増大が懸念されています。

全国学習状況調査によると、能代市内においては、対象となる児童・生徒の9割強が朝食を食べており、比較的良好な状態であると考えられます。

学齢期は、心身ともに成長が著しく、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を進めることが大切です。また、地元食材や郷土料理への理解を深め、地域の食文化を次世代に継承する取組も望まれます。

### 施策の方向性

- 能代市食育推進計画により、計画的・総合的な食育の推進を図ります。
- 保育所、認定こども園においては、農作業体験の実施等、食への関心を高めるための取組を進めるとともに、小中学校においては、子どもの発育段階に応じた、適切な食育を行います。
- 学校給食においては、地場産農作物の使用に努めるほか、給食だより等により、望ましい食習慣や食材に関する情報の提供を行うなど、食育の充実に努めます。
- 地元で穫れる新鮮な食材を使用し、健康で豊かな食生活への改善を進め、地産地消を広めていきます。

### 主な事業・取組

#### ① 食育推進計画推進事業【担当：農業振興課】

能代市食育推進計画に沿って、計画的・総合的に食育の推進を図る事業です。農作業体験や食育セミナー等を開催するとともに、のしろ産業フェア等の開催に合わせ食育の周知を行います。

#### ② 保育所等における食育推進事業【担当：子育て支援課】

保育所や認定こども園において、野菜等の栽培や収穫体験を行う事業です。

#### ③ 学校における食育推進事業【担当：学校教育課】

地場産農作物を使った給食の提供や、食習慣等に関する情報提供等を行う事業です。

#### ④ 子ども料理教室事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

年長児から小学3年生までを対象に「子ども料理教室」を、小学4年生から6年生までを対象に「キッズレストラン」を開催する事業です。





## 基本施策3 妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策

### 施策（1）子どもと母親の保健対策の充実

#### 現状と課題

妊娠・出産から、新生児期及び乳幼児期を通して、子どもと母親の健康が保てるよう、妊婦保健指導や乳幼児健診等を実施しているほか、育児不安の軽減のための訪問指導、相談対応等も行っています。

また、能代市子育て世代包括支援センター「めんchocoてらす」を平成30年10月に開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の構築を図り、関係機関と連携しながら、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりに努めています。

#### 施策の方向性

- 子育て世代包括支援センターにより妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制の強化に努めます。
- 産後ケア事業を実施し、産後間もない母子の心身のケアや育児のサポートを強化します。
- 各種訪問指導や乳幼児健診等を適切に行い、子どもと母親の健康を保つための環境を整えます。

#### 主な事業・取組

##### ① 子育て世代包括支援センター事業【担当：子育て支援課】

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携して、様々な支援を行う事業です。

##### ② 不妊治療費助成事業【担当：子育て支援課】

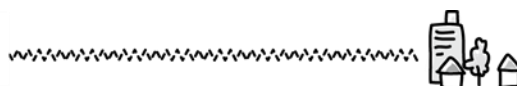
特定・一般不妊治療及び不育症治療に対して助成する事業です。

##### ③ 母子健康手帳交付事業【担当：子育て支援課】

妊娠の届出をした妊婦に対して、母子健康手帳を交付する事業です。

##### ④ 妊婦保健指導事業（妊婦栄養相談含む）【担当：子育て支援課】

母子健康手帳交付時等に、妊婦の様々な相談に応じる事業です。





⑤ 母親学級（マミークラス）事業【担当：子育て支援課】

---

妊娠・出産・子育てに役立つ情報の紹介や赤ちゃんのお世話のことなど、より良いマタニティライフとこれから始まる赤ちゃんとの生活を応援する講座を実施する事業です。

⑥ 母子健康教育事業【担当：子育て支援課】

---

妊娠前からの健康管理の大切さ等、母子保健に関する知識の普及・啓発を行う事業です。

⑦ 母子訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業含む）【担当：子育て支援課】

---

妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談に応じる事業です。

⑧ 妊婦健康診査事業【担当：子育て支援課】

---

妊娠中に受診すべき定期健康診査費用の一部を助成する事業です。

⑨ 産後ケア事業【担当：子育て支援課】

---

産後間もない母子に対し、助産師等が中心となり病院への宿泊により、母親の身体的ケア・心理的ケアや新生児の育児指導等を行う事業です。

⑩ 新生児聴覚検査事業【担当：子育て支援課】

---

医療機関での新生児聴覚検査に要した費用を助成する事業です。

⑪ 産後1か月健康診査事業【担当：子育て支援課】

---

産後1か月健康診査を医療機関で受診する際の費用を助成する事業です。

⑫ 母乳育児相談事業【担当：子育て支援課】

---

母乳育児相談及び母乳マッサージに要した費用の一部を助成する事業です。

⑬ 未熟児養育医療給付事業【担当：子育て支援課】

---

入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行う事業です。





#### ⑭ 未熟児訪問指導事業【担当：子育て支援課】

---

未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児）の家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談に応じ、必要に応じて福祉制度へ繋げるなどの育児支援する事業です。

#### ⑮ 乳幼児健康診査事業【担当：子育て支援課】

---

4か月、10か月、1歳6か月及び3歳の子どもに対する健康診査並びに1歳6か月、2歳及び3歳の子どもに対する歯科健診を実施し、異常の早期発見・早期対応を図るとともに、親と子の心の問題の解決や育児支援のための情報提供を行う事業です。

また、7か月の子どもを対象に育児相談を実施し、保護者の育児不安を軽減するほか、子どもの発達確認や離乳食指導等を行います。

#### ⑯ 育児相談事業【担当：子育て支援課】

---

乳幼児健診等で経過観察となったケースに対して継続的に状況把握や相談に応じたり、相談希望者から随時に相談に応じる事業です。

#### ⑰ 予防接種事業【担当：子育て支援課】

---

感染症の流行を防ぐため、各種予防接種を実施する事業です。

#### ⑱ フッ化物洗口事業【担当：健康づくり課】

---

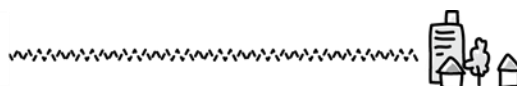
年長児のいる全ての保育所及び全ての認定こども園と小中学校で、むし歯予防対策であるフッ化物洗口を実施する事業です。

#### ⑲ 5歳児親子相談事業【担当：学校教育課】

---

3歳児健診から就学時健診までの橋渡しとして、子どもの成長過程等を確認する事業です。

また、5歳児親子相談において経過観察となった幼児等を対象に、小学校の学習や生活にスムーズに適応できるよう指導を行う、幼児通級指導教室を実施します。



## 施策（２）学童期・思春期における保健対策の充実

### 現状と課題

学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

思春期における心と体の問題は、子ども自身が必要な知識を身につけ、健康について前向きに考えていけることや、保護者や周囲の人が思春期の特性を十分に理解し、子どもたちと接することも大切です。

そのために、地域における保健・医療・福祉・教育等が連携し、思春期の保健対策の強化と健康教育の推進に努めることが必要です。

さらに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要です。

### 施策の方向性

○心の教室相談員の小中学校への配置や「風の子電話」の設置、教育相談員の配置により、学童期から思春期における、子ども達又は保護者からの相談に対応します。

○家庭や地域と連携し、喫煙・薬物についての実態把握と児童生徒の見守りに対する、継続的な取組に努めます。

○不登校児童生徒について、保護者への助言等の支援や本人及び保護者との教育相談、児童生徒の活動への支援等を行う適応指導教室を開設するなど、教育相談体制を充実します。

### 主な事業・取組

#### ① 性教育啓発推進事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

学級活動や保健体育の授業等で感染症予防を含む適切な性教育を実施する事業です。

#### ② 喫煙や薬物に関する教育【担当：学校教育課】

喫煙や薬物乱用の健康への弊害について、学級活動や保健体育の授業等で指導を行うほか、家庭・地域と連携し実態把握や見守りを行う取組です。

#### ③ 啓発事業【担当：子育て支援課】

喫煙や薬物乱用の健康への弊害について周知するほか、性に関する健全な意識や性感染症予防に関する正しい知識を普及させるため、広報等により啓発を行います。



④ 不登校児童生徒対策事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

---

不登校対策として、適応指導教室の開設や不登校保護者会を開催する事業です。

⑤ 心の教室相談員配置事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

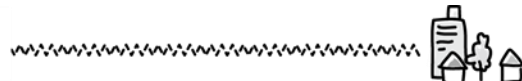
---

小中学校に心の教室相談員を配置して、児童・生徒からの相談に対応する事業です。

⑥ 教育相談員配置事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

---

教育相談電話「風の子電話」の設置や教育相談員を配置し、児童・生徒・保護者等からの教育に関する相談活動を行う事業です。



## 施策（3）小児医療の充実

---

### 現状と課題

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境の基盤であることから、小児医療の充実・確保に取り組み、特に小児救急医療については、関係機関の連携のもと、積極的に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

○医療機関との連携を推進するほか、救急医療対策を推進することにより、小児医療の充実を図ります。

### 主な事業・取組

#### ① 医療機関との連携【担当：健康づくり課、子育て支援課】

---

医師会等との連携を密にして、小児医療の充実に向けた対策を推進します。

#### ② 救急医療対策の推進【担当：健康づくり課】

---

「在宅当番医制運営事業（休日当番、小児の休日当番）」及び「病院群輪番制病院運営事業」等により救急医療対策を推進します。



## 基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 施策（1）多様な働き方の実現に向けた取組の推進

#### 現状と課題

女性の社会進出が進み、働く女性が増えてきた一方で、男性の多くは仕事を中心とした生活を送っています。

計画策定にあたって実施した、未就学の子どものいる世帯を対象としたニーズ調査において、家庭で主体的に子育てを行っているのが「父母ともに」とした割合は57.0%で、5年前と比較して若干増加したものの、「主に母親」と回答した割合は40.8%となっており、依然として、子育ては女性が担っているという状況が大きく改善されているわけではありません。

育児休業の取得状況について、ニーズ調査の結果からは母親の取得率は51.5%で5年前と比較して増加傾向ですが、父親の取得率は1.2%で低い傾向です。母親が、育児休業の取得できない理由としては、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」や「育休制度がなかった」が依然として上位を占めており、職場における理解が進んでいない状況と考えられます。

母親のみに子育ての負担が偏るのではなく、仕事をしながら父親と母親が共に子育てを楽しめる環境が必要であり、そのためには、多様な働き方を認めていけるように労働者、事業主、地域住民等の地域社会全体の意識の変革を推進する必要があります。

#### 施策の方向性

- 子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する制度を検討します。
- 関係団体に対する啓発活動を行います。

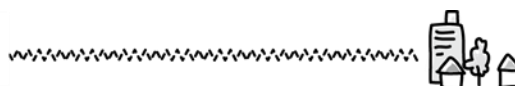
#### 主な事業・取組

##### ① 男女共同参画啓発事業【担当：市民活力推進課】

出前講座、男女共同参画講座、街頭キャンペーン等を実施するほか、男女共同参画支援コーナー等にパンフレット等を配置し、啓発を行うとともに、男女共同参画に対する市民意識の改革及び高揚を図る事業です。

##### ② 労働者、事業主、地域住民等の意識改革推進のための啓発等【担当：商工港湾課】

国・県等の関係機関から労働者や事業主に対する意識改革のための啓発情報を取得し、情報提供を行います。



## 施策（２）仕事と子育ての両立の推進

---

### 現状と課題

仕事と子育てを両立するには、多様な働き方を認める社会全体の意識の変革に加えて、多様な働き方に対応した子育て支援の展開も必要となります。

労働施策と子育て支援施策の両輪がバランスよく展開されることによって、親が子どもの育ちと生活を楽しみ、子育てに対する負担感を軽減できるものと考えられます。

### 施策の方向性

○適切な保育サービスを提供します。

○子育て世代に対する、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援サービスの周知に努めます。

### 主な事業・取組

#### ① 保育サービスの提供【担当：子育て支援課】

---

延長保育等、通常の保育サービスに加えた特別保育事業を実施します。

#### ② ファミリー・サポート・センター事業（再掲：主掲載30頁）【担当：子育て支援課】

---

子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。

#### ③ 放課後児童クラブ運営事業（再掲：主掲載32頁）【担当：子育て支援課】

---

子どもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する事業です。





## 基本施策5 保護を要する子どもへの対応等の取組の推進

### 施策（1）児童虐待防止対策の充実

#### 現状と課題

全国的に、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う必要があります。

また、虐待の発生予防のため、母子保健事業等を通じて、早期に虐待に至る恐れのある家庭を把握し、適切な支援に結びつけることも重要となります。

本市においても、家庭児童相談室で児童虐待に関する相談に対応するほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応を図っています。

国では、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制強化プラン」を策定し、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の強化に向けた取組を進めています。児童虐待防止対策体制強化プランでは、市町村の体制強化として、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市町村に設置することを目標としています。

#### 施策の方向性

- 虐待の発生予防のため、日常的な育児相談機能の充実を図ります。
- 虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会において児童虐待防止の総合的な取組を行います。
- 家庭児童相談の実施や母子保健事業における取組の推進、保護者に対する相談等の支援を実施します。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）について、児童養護施設への委託方式により実施します。
- 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等の取組を行います。

## 主な事業・取組

### ① 要保護児童対策協議会【担当：子育て支援課】

福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止のネットワークを構築しています。各関係機関において虐待の早期発見に努めるほか、虐待案件の情報共有や対応、虐待防止に関する協議等を行います。

### ② 家庭児童相談室運営事業【担当：子育て支援課】

家庭相談員を配置し、相談業務を行うとともに、秋田県児童相談所と連携し、保護を要する子どもの援助を行う事業です。

### ③ 育児相談事業（再掲：主掲載44頁）【担当：子育て支援課】

各種保健指導や訪問指導、また乳幼児健診等、母子保健事業を通じて、家庭内の虐待発生の危険等の観察や必要に応じ関係機関と連携して対応する事業です。

### ④ 心の教室相談員配置事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

小中学校に心の教室相談員を配置して、児童・生徒からの相談に対応する事業です。

### ⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）【担当：子育て支援課】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

### ⑥ 子ども家庭総合支援拠点事業【担当：子育て支援課】

子育ての孤立防止、児童虐待の発生予防のため、子育て家庭等への相談体制を強化し、必要に応じて関係機関等と連携して必要な支援を行う事業です。



## 施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

### 現状と課題

ひとり親家庭は、経済的な問題をかかえている場合が多く、従来から児童扶養手当の支給やひとり親家庭への医療費助成、ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付等の支援を行っていますが、こうした経済的な支援を引き続き実施する必要があるほか、日常の家庭生活や育児への支援も必要です。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、必要なサービスの提供に努めています。

### 施策の方向性

- 資格取得の援助や、養育等に関する相談の充実に努めます。
- 母子生活支援施設の効率的な運営に努めます。

### 主な事業・取組

#### ① 母子・父子自立支援員配置事業【担当：子育て支援課】

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活や子ども、就労に関する相談に応じ、その自立に必要な指導を行う事業です。

#### ② ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業【担当：子育て支援課】

ひとり親家庭及び寡婦家庭で、住宅の整備を必要とし、かつ自力で整備を行うことが困難な者に対してその資金を貸し付ける事業です。

#### ③ 児童扶養手当【担当：子育て支援課】

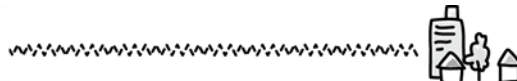
母子家庭等の子ども（18歳の年度末まで、ただし、中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育する者に児童扶養手当を支給する事業です。

#### ④ すこやか子育て支援事業（ひとり親世帯分）【担当：子育て支援課】

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳未満児の保育料に対して、一定の所得制限のもとで助成する事業です。（ひとり親以外の世帯に比べてかさ上げ助成）

#### ⑤ ひとり親家庭児童医療費助成（福祉医療費）【担当：市民保険課】

ひとり親家庭の子ども（18歳の年度末まで）の医療費の自己負担金を助成する事業です。





⑥ 母子生活支援施設運営事業【担当：子育て支援課】

---

生活上様々な問題を抱える母子家庭の母親が、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営し、入所者の保護と自立に向けた生活支援を行う事業です。

⑦ 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業【担当：子育て支援課】

---

ひとり親家庭の母又は父が、指定教育訓練講座等を修了した場合に経費の一部を給付する事業です。

⑧ 高等職業訓練促進給付事業【担当：子育て支援課】

---

ひとり親家庭の母又は父が、就職に有利な資格を取得するため就学する場合の生活費の一部を給付する事業です。





## 施策（3）障がいのある子どもを支援する施策の充実

### 現状と課題

障がい児及びその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

また、就学後においては、特別な支援を必要とする子どもが年々増加しており、それに伴う支援員の配置が必要となっています。早期からの教育相談や支援体制の構築、支援員の確保等が課題となっています。

### 施策の方向性

- 能代市障がい者計画、能代市障がい福祉計画及び能代市障がい児福祉計画に基づき、障がい児の健やかな育成のための発達支援を行うため、地域支援体制の整備に努めます。
- 母子保健事業の施策を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、療育相談や療育指導の充実を図ります。
- 保育所、認定こども園における障がい児の受入れに必要な人材の確保に努め、障がい児に対する適切な教育・保育を提供するために関係機関との連携を図ります。
- 特別支援教育アドバイザーの確保に努めます。
- 教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援を行うため、学校における取組を推進します。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるような連携体制の構築を図ります。

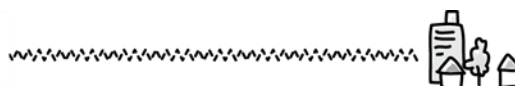
### 主な事業・取組

#### ① 妊婦健康診査による異常の早期発見等【担当：子育て支援課】

妊婦健康診査の結果から訪問指導等を実施し、異常の早期発見、早期治療を図ります。要訪問指導指示の場合は、医療機関との連携による迅速な対応に努めます。

#### ② 乳幼児健康診査事業（再掲：主掲載44頁）【担当：子育て支援課】

乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減を図る事業です。





③ 家庭児童相談室運営事業（再掲：主掲載51頁）【担当：子育て支援課】

---

家庭相談員を配置し、相談業務を行うとともに、障がいの早期発見・早期療育のため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

④ 巡回相談事業【担当：子育て支援課】

---

子どもの障がい等について、北児童相談所の相談員が保護者からの相談に応じる巡回相談を実施する事業です。

⑤ 居宅介護サービス（障がい児分）【担当：福祉課】

---

市内に住所を有し、日常生活に支障がある障がい児の居宅における介護サービス（入浴、排泄及び食事等の介護）を行う事業です。

⑥ 児童発達支援【担当：福祉課】

---

未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行う事業です。

⑦ 医療型児童発達支援【担当：福祉課】

---

未就学の肢体不自由の障がい児について、児童発達支援及び治療を行う事業です。

⑧ 放課後等デイサービス【担当：福祉課】

---

就学中の障がい児について、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う事業です。

⑨ すこやか療育支援事業【担当：福祉課】

---

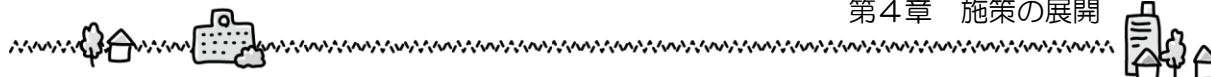
未就学の障がい児が利用する児童発達支援等の利用者負担額の一部を助成する事業です。

⑩ 短期入所サービス（障がい児分）【担当：福祉課】

---

保護者等が病気等の理由により、障がい児の介護ができない場合、障がい者支援施設への短期入所により入浴、排せつ、食事等の介護を提供する事業です。





⑪ 障害児福祉手当【担当：福祉課】

---

重度の障がい（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度）のため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の人に障害児福祉手当を支給する事業です。

⑫ 特別児童扶養手当【担当：福祉課】

---

20歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障がいのある子どもを監護する父若しくは母又は養育している方に手当を支給する事業です。

⑬ 障害児医療費助成（福祉医療費）【担当：市民保険課】

---

身障手帳1～3級又は療育手帳Aを持っている子どもの医療費の自己負担金を助成する事業です。

⑭ 保育所・認定こども園における障がい児保育事業【担当：子育て支援課】

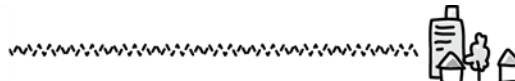
---

保育所・認定こども園において、障がい児の受入れを行う事業です。

⑮ 特別支援教育事業【担当：学校教育課】

---

特別支援教育アドバイザーを配置し相談活動を行うほか、特別支援教育が必要な子どもがいる学校へ支援員を配置する事業です。





## 第5章

# 子ども・子育て支援事業の展開





## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 教育・保育等の提供区域の設定について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することになっています。

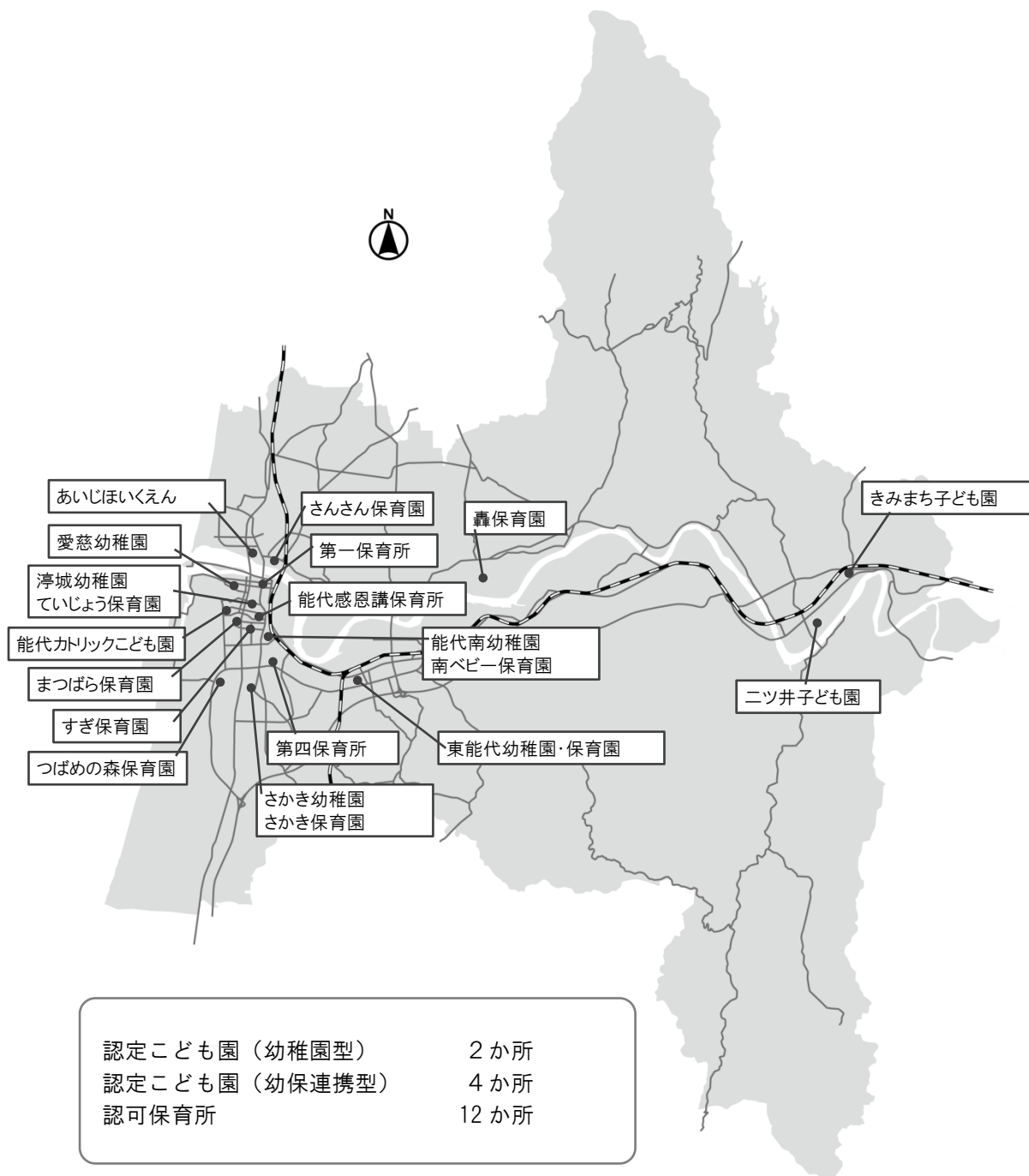
本市では、教育・保育提供区域の設定について能代市全域を一つの区域として設定することとします。

#### <教育・保育提供区域設定における考え方>

- 区域を市全体で一つとすることで、利用者のニーズに対する確保対策を柔軟に実施できる。
- 現在の教育・保育の利用状況を勘案すると、区域を分ける必要性が乏しい。
- 市全域での量の見込み、調整ができ、ずれが少なくなる。
- 事業・施設の整備が区域ごとの受給バランスに左右されることなく、効率的な施設整備ができる。
- 施設までの移動距離が遠くなるデメリットについては、現時点で、施設での送迎や保護者の送迎などにより対応されている。
- 施設の選択については、自宅に近いということのほかに、保護者の通勤経路から選択されていることもある。



■ 能代市教育・保育施設の位置図

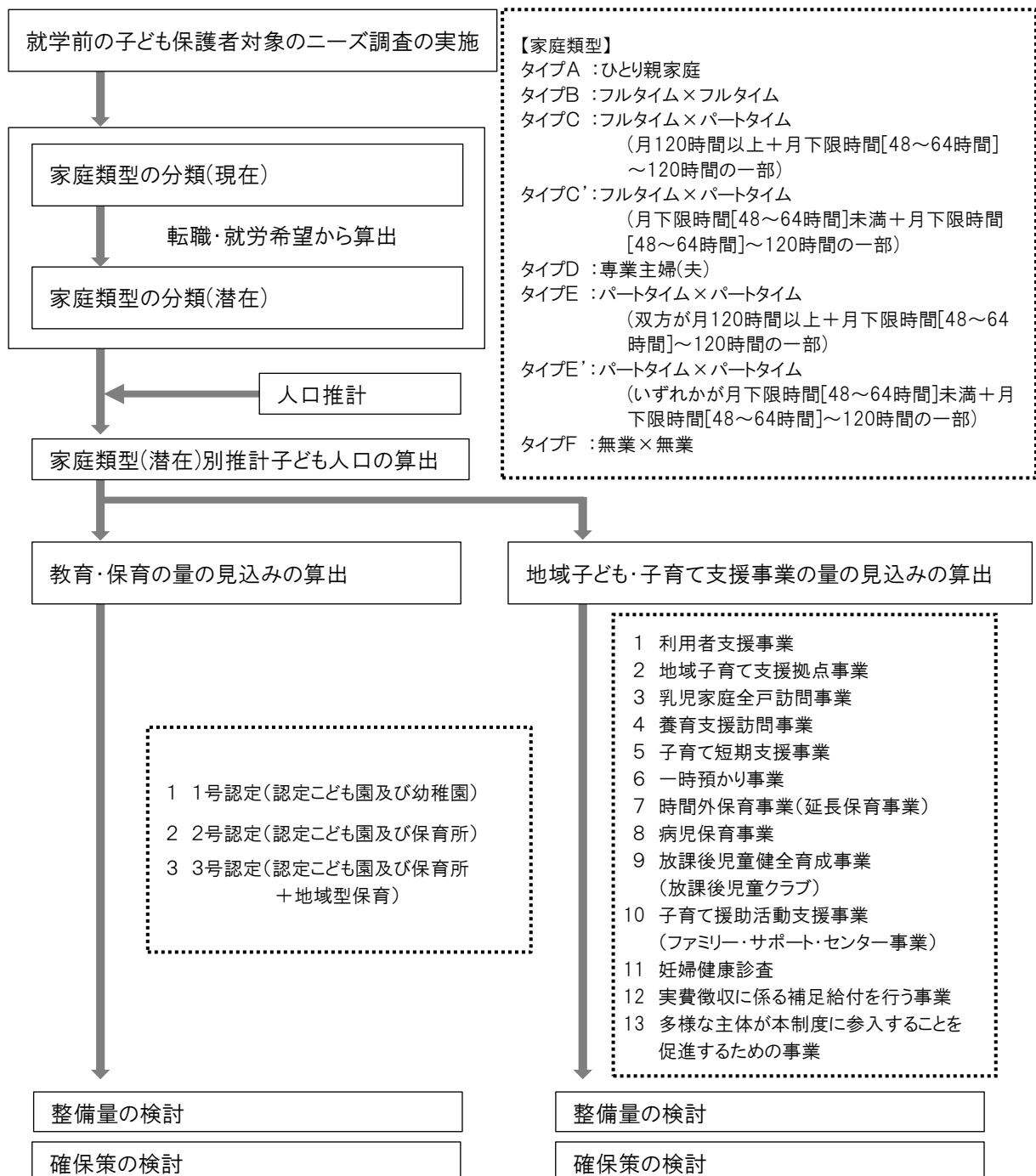


## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前の子どもの保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





## (2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成29年の1,663人から令和6年には1,184人と推計され479人（28.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても平成29年の2,222人から令和6年には1,578人と推計され、644人（29.0%）の減少が予測されています。

### ■ 子ども人口の推計

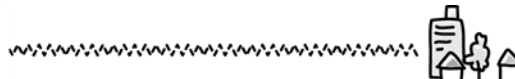
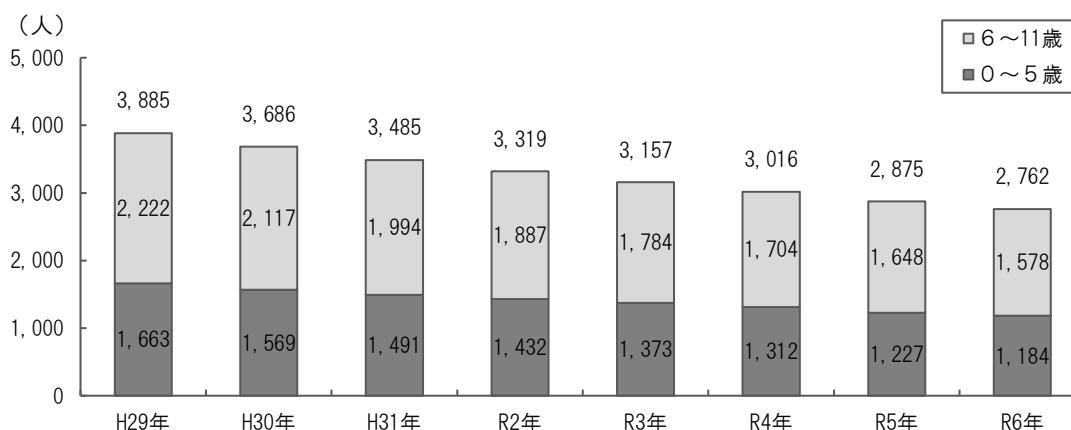
単位：人

	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0～11歳	3,885	3,686	3,485	3,319	3,157	3,016	2,875	2,762
0歳	262	215	206	208	198	190	183	176
1歳	263	267	223	211	213	203	195	187
2歳	262	260	273	223	211	213	203	195
3歳	277	261	256	273	223	211	213	203
4歳	296	271	261	255	272	222	210	212
5歳	303	295	272	262	256	273	223	211
0～5歳	1,663	1,569	1,491	1,432	1,373	1,312	1,227	1,184
6歳	329	295	296	271	261	255	272	222
7歳	343	330	293	297	272	262	256	273
8歳	368	337	329	293	297	272	262	256
9歳	383	362	333	326	290	294	269	259
10歳	412	381	364	335	328	292	296	271
11歳	387	412	379	365	336	329	293	297
6～11歳	2,222	2,117	1,994	1,887	1,784	1,704	1,648	1,578

資料：H29年～H31年は、住民基本台帳（各年3月31日）

R2年～R6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

### ■ 子ども人口の推計



### (3) 家庭類型（現在・潜在）別子ども人口の推計

家庭類型（現在・潜在）別子ども人口は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

#### ■ 就学前の子ども（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	10.3	10.3
タイプB	フルタイム×フルタイム	53.5	56.1
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	18.6	19.0
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.4	3.9
タイプD	専業主婦(夫)	13.8	10.4
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.3
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.2	0.0

そして、令和2年度～令和6年度の推計子ども人口に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの子ども人口を算出します。

#### ■ 推計年度別の子ども人口（0～5歳）

単位：％(潜在割合)、人(子ども人口)

家庭類型	潜在割合	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
タイプA	10.3	147	141	135	126	122
タイプB	56.1	803	770	736	689	664
タイプC	19.0	272	261	249	233	224
タイプC'	3.9	55	54	51	47	46
タイプD	10.4	150	143	137	128	124
タイプE	0.3	5	4	4	4	4
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計子ども人口 (0～5歳)	100.0	1,432	1,373	1,312	1,227	1,184



### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### (1) 施設型事業

##### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できる施設です。

認定こども園とは幼稚園と認可保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

#### 現状と課題

○市では、幼保連携型認定こども園が4か所、幼稚園型認定こども園が2か所の計6か所の施設で、3歳以上の教育ニーズに対応しています。

○ニーズ調査結果から就学前の子どもの利用状況をみると、「認定こども園」は47.0%、「幼稚園」は0.2%となり、今後は「認定こども園」は56.3%、「幼稚園」は3.8%の利用希望があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「土曜日は仕事以外での利用はなるべく控えてほしいと言われ、ひとり親にも息抜きできる環境がもう少しとれば、今以上に子育てや仕事もがんばろうという気持ちになれると思います。」という要望がありました。

#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人（各年4/1現在）

実績値	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
①実利用者数	206	177	153	128	116
1号認定	206	177	153	128	116
②第1期計画値	211	205	198	148	143
認定こども園	211	205	198	148	143
幼稚園	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	5	28	45	20	27

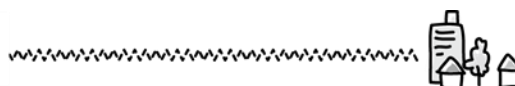
※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	96	93	90	65	63
1号認定	96	93	90	65	63
②確保目標量	120	120	120	90	90
認定こども園	120	120	120	90	90
幼稚園	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	24	27	30	25	27



### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○既存の施設で確保できる見通しです。

## ② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認可保育所とは保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設です。

認定こども園とは幼稚園と認可保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

### 現状と課題

○市では、公立保育所が4か所、認可保育所が8か所、幼保連携型認定こども園が4か所、幼稚園型認定こども園が2か所の計18か所で就学前の保育ニーズに対応しています。

○公立保育所のうち、第四保育所は令和4年度末に廃止することになっています。

○ニーズ調査結果から就学前の子どもの「認可保育所」利用状況は50.6%となり、今後は51.2%が利用を希望しています。

○就学前子どもの母親の就業率が増加傾向であることから、特に0～2歳児について子どもの人口に対する保育施設の利用率も増加しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「育児休業中に入園できる保育園を探したが結局入園できる施設が見つからなかった。年度変わりのタイミングの良い時期でない限り入園がきびしい状況を何とかしてほしい。」「保育園入所のためには、仕事をしなければならぬ、しかし、仕事を探すためには、子供を保育園に預けなければならぬという矛盾を解消してほしい。」という要望がありました。



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人（各年4/1現在）

実績値	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
①実利用者数	1,186	1,165	1,140	1,140	1,114
2号認定	733	725	702	686	657
3号認定	453	440	438	454	457
0歳	70	61	63	57	67
1・2歳	383	379	375	397	390
②第1期計画値	1,314	1,284	1,254	1,144	1,127
2号認定	849	822	796	698	676
3号認定	465	462	458	446	451
0歳	77	87	96	67	67
1・2歳	388	375	362	379	384
乖離（②－①）	128	119	114	4	13

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1,120	1,071	1,018	943	910
2号認定	683	649	610	549	530
3号認定	437	422	408	394	380
0歳	65	63	61	59	57
1・2歳	372	359	347	335	323
②確保目標量	1,310	1,310	1,310	1,220	1,220
2号認定	795	795	795	735	735
3号認定	515	515	515	485	485
0歳	122	122	122	112	112
1・2歳	393	393	393	373	373
乖離（②－①）	190	239	292	277	310

確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○既存の施設で確保できる見通しです。なお、確保目標量の子どもを受入できるよう保育士等の確保に努めます。





## (2) 地域型保育事業

以下の4つの事業は、市町村が認可する事業です。

- ① **小規模保育事業** 定員6～19人で行う保育事業です。
- ② **事業所内保育事業** 企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。
- ③ **家庭的保育事業** 保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。
- ④ **居宅訪問型保育事業** ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○既存の特定教育・保育施設で確保できる見通しのため、第2期計画の中に新たな施設の認可を見込みません。





## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 現状と課題

○平成30年10月から利用者支援事業の母子保健型の事業として、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制の構築を図り、関係機関と連携しながら、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりに努めています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「児童館のような施設に何か子育てに関して相談できる場、人がいたら良いと思います。色々な子育てに関する場が分断していると感じづらいです。」「いざ困った立場になった時、相談を何処へ持って行くべきか分からないことが多いです。」という要望がありました。

#### ■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位:か所

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①実施か所数	—	—	—	1	1
基本型	—	—	—	0	0
母子保健型	—	—	—	1	1
②第1期計画値	—	—	—	1	1
基本型	—	—	—	0	0
母子保健型	—	—	—	1	1
乖離(②-①)	—	—	—	0	0

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



#### ■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:か所

実績値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○子育て世代包括支援センター（母子保健型）を継続し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の強化を図ります。

## ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 現状と課題

○市では、能代地域と二ツ井地域に1か所ずつ子育て支援センターを設置しているほか、イオン能代店に『つどいの広場「ぼけっと」』を設置し、計3か所で実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前の子どもの利用状況をみると、『つどいの広場「ぼけっと」』は12.7%、『子育て支援センター（サンピノ、さんぽえむ）』は9.6%、『保育所・認定こども園等で実施している子育て支援事業』は7.0%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「“ぼけっと”があいている時はとても助かります。もっと休日にあいている施設があるといいなと思います。」「もっと現役子育て家庭が気軽に話せる場（SNS等）がほしい。」という要望がありました。

#### ■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間総利用数	17,863	16,681	17,940	18,602	18,889
②第1期計画値	16,512	15,960	15,420	17,272	17,272
乖離（②－①）	▲1,351	▲721	▲2,520	▲1,330	▲1,617

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



#### ■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	18,317	18,352	18,388	18,424	18,460
②確保目標量	18,317	18,352	18,388	18,424	18,460
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



**確保方策**

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○引き続き3か所で実施します。 ○事業の周知や子育て家庭のニーズの的確な把握に努め、事業を実施します。

**(2) 訪問系事業**

**① 乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

**現状と課題**

○市の保健師又は訪問指導員が訪問して実施しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「はじめての子どもを出産したあと、家庭訪問に来ていただいた保健師さんに分からないことだらけだったのに、何も相談できなかった。」という意見がありました。

**■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移**

単位：人

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間実利用者数	231	228	207	211	205
②第1期計画値	190	184	178	230	230
乖離(②-①)	▲41	▲44	▲29	19	25

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



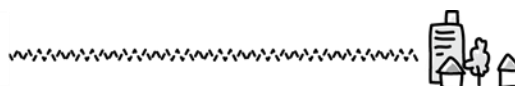
**■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量**

単位：人

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	193	182	171	161	152
②確保目標量	193	182	171	161	152
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○引き続き実施します。 ○保健師や訪問指導員が研修を受講し、質の向上に努めます。



## ② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 現状と課題

〇市では実施していない事業です。

### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	〇第2期計画においても、母子訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業による対応を基本に、関係機関の事業も活用しながら、事業実施の必要性についての検討を進めます。

## (3) 通所系事業

### ① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

### 現状と課題

〇本市では実施していない事業です。

#### ■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第1期計画値	—	—	—	—	—
乖離 (②-①)	—	—	—	—	—



#### ■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	11	11	10	10	9
②確保目標量	—	11	10	10	9
乖離 (②-①)	▲11	0	0	0	0



**確保方策**

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○第2期計画において、セーフティネットの確保や児童虐待防止の観点から、他市町村の児童養護施設への委託形式により、令和3年度からの実施を見込みます。

**② 一時預かり事業**

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に子どもを預かる事業です。

**現状と課題**

- 認定こども園、認可保育所及びつどいの広場「ぼけっと」で実施していますが、保育士不足により、一時預かり事業を休止する施設もでてきています。
- ニーズ調査結果から就学前の子どもの利用状況をみると、「一時預かり」は4.2%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「受け入れる側の人数がたりないことでサービスが使えない状態になっているような気がする。」という同類の要望が多くありました。

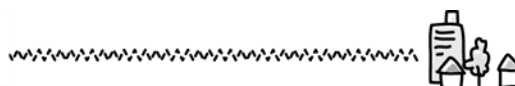
**■ 一時預かり事業の利用状況の推移**

単位：人日

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間総利用数	4,820	4,487	5,047	5,204	4,889
1号認定	2,819	1,968	3,080	2,994	2,715
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	2,001	2,519	1,967	2,210	2,174
②第1期計画値	20,314	19,677	19,041	4,653	4,653
教育時間を超えた預かり保育	17,469	16,926	16,382	2,393	2,393
在園児以外を対象とした一時預かり	2,845	2,751	2,659	2,260	2,260
乖離(②-①)	15,494	15,190	13,994	▲551	▲236

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



## ■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	4,837	4,786	4,736	4,686	4,636
在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	2,685	2,655	2,626	2,597	2,568
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	2,152	2,131	2,110	2,089	2,068
②確保目標量	4,837	4,786	4,736	4,686	4,636
在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	2,685	2,655	2,626	2,597	2,568
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	2,152	2,131	2,110	2,089	2,068
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

## 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○保育士等の確保に努め、必要なニーズに対応できるよう、適切な提供体制の確保を図ります。

## ③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

## 現状と課題

- 全ての認可保育所と認定こども園で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前の子どもの利用状況をみると、「利用時間が9時間以上」が50.6%で、5年前を比較すると5.7ポイント増加しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「来期から認定こども園での預かり時間の短縮の知らせがありました。残業、休日出勤が増えている中での、預かり時間短縮は、かなりきびしいです。」という要望がありました。

## ■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間実利用者数	1,125	1,092	1,031	953	1,050
②第1期計画値	406	393	380	1,108	1,108
乖離（②－①）	▲719	▲699	▲651	155	58

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	988	930	875	823	774
②確保目標量	988	930	875	823	774
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○保育士等の確保に努め、必要なニーズに対応できるよう、適切な提供体制の確保を図ります。

④ 病児保育事業

○病児対応型

仕事等のため病気の子どもの世話をすることができない場合に、医療機関で子どもを預かる事業です。

○体調不良児対応型

子どもが保育中に発熱等で体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育園内で看護師が子どもを見る事業です。

現状と課題

○病児対応型：市内医療機関（2か所）で実施しています。

体調不良児対応型：市内の認定こども園と保育所（3か所）で実施しています。

○病児対応型については、満室のため利用できない件数が、毎年100件程度生じています。

○ニーズ調査結果から利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は就学前の子どもで15.8%、小学生で4.8%となっていますが、父親・母親が休んで対応した方のうち、就学前の子どもは43.8%、小学生は23.4%が「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「子供が病気になった時の病児保育先が少なく、また時間も少々不足に感じています。」「ひとり親でしかも親族が少ないと子供の病気や親の用事でも何かサポートしてくれる（もっと簡単に）施設があったらなあと思っています。」という同類の要望が多くありました。



### ■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間総利用数	1,102	1,296	1,156	1,040	1,149
②第1期計画値	2,241	2,241	2,241	2,241	2,241
乖離(②-①)	1,139	945	1,085	1,201	1,092

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



### ■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	903	841	783	729	679
②確保目標量	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113
乖離(②-①)	210	272	330	384	434

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○需要が集中し利用できない場合もあるため、関係機関と協議して改善策を検討します。

## (4) その他事業

### ① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行う方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 現状と課題

○1か所で実施しています。主に、子どもの習い事への送迎のために利用されています。

○ニーズ調査結果から就学前の子どもの定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用は0.6%となっていますが、今後の利用希望は10.0%となっています。なお、放課後の時間帯での利用（希望）状況を見ると、小学校低学年時期は就学前の子どもが0.4%、小学生が0.2%、小学校高学年時期は就学前の子どもが0.4%、小学生が0.0%となっています。



○ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリーサポートセンターの存在や、病児保育施設があることがわからなかった。」「ファミリーサポートセンターは事前予約が必要で、本当の緊急時にはすぐに利用できなくて困ったので、当日でも利用できるようにしてほしい。」という要望がありました。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間総利用数	281	549	259	193	198
②第1期計画値	440	431	421	415	415
乖離（②－①）	159	▲118	162	222	217

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	198	198	198	198	198
②確保目標量	198	198	198	198	198
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○援助を行う方（提供会員）の増加を図るための取組を検討します。 ○事業の周知に努めます。

② 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

現状と課題

○希望する医療機関で定期健康診査の費用を助成しています。

○ニーズ調査には、「妊婦健診も、ほとんど自己負担がなく、こんなにも出産しやすい環境になった。」という意見や「妊娠、出産、子育てについてもっと不安を取りのぞくようなサポートが欲しい。」という要望がありました。

### ■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
①年間総利用数	3,923	3,848	3,306	3,019	2,771
②第1期計画値	3,419	3,314	3,218	3,886	3,886
乖離(②-①)	▲504	▲534	▲88	867	1,115

※R1年度実績は見込み値

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



### ■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2,429	2,287	2,153	2,027	1,908
②確保目標量	2,429	2,287	2,153	2,027	1,908
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○引き続き、妊婦が希望する医療機関で実施します。

### ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○子育て世帯の経済的負担の軽減について、より効果的な施策を検討する中で、本事業の必要性について検討します。

### ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	○現時点で、第2期計画期間中の実施は見込みませんが、今後、必要に応じ事業の実施を検討します。



## 5 総合的な子どもの放課後対策の推進

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、子どもの健全な育成を図る事業です。

#### 現状と課題

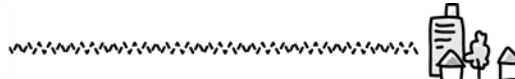
- 平成27年度から放課後児童クラブについては、小学校6年生まで利用が拡大されたほか、1クラスあたりの定員をおおむね40名以下とすることが求められています。
- 市では、こうした状況であるため、小学校統合や待機児童の発生状況等を考慮しながら、放課後児童クラブの整備を進めてきており、現在、能代地域13クラス（定員515名）、ニツ井地域2クラス（定員65名）を設置しています。
- 整備が進んできたことで、4月1日時点の待機児童数は減少傾向であります。
- ニーズ調査結果から「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答状況をみると、小学校低学年の時の利用希望としては、就学前の子どもでは56.8%が利用を希望し、小学生では40.4%が利用しています。また、小学校高学年の時の利用希望としては、就学前の子どもでは33.4%が利用を希望し、小学生では30.1%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「量だけでなく質（施設の広さ、職員数）の充実を希望します。」「日、祝が仕事になるといつも心を悩ませています。どこへ預ければいいのか。日、祝こそ学童保育が必要です。」「全ての学区の子どもが放課後も夏休みや冬休みも学童を利用できるようにしてほしい。」「放課後児童クラブの利用料金を日割りで（利用した日のみ）利用できるようにしてほしいです。」という同様の要望が多くありました。

#### ■ 放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人（各年4/1現在）

実績値	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
①実利用者数	448	473	488	506	540
低学年	418	414	408	400	418
高学年	30	59	80	106	122
②第1期計画値	560	539	504	514	485
低学年	419	396	365	419	395
高学年	141	143	139	95	90
乖離（②－①）	112	66	16	8	▲55

※第1期計画値は、第1期計画の量の見込み



■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	617	631	632	646	632
低学年	457	463	457	469	447
高学年	160	168	175	177	185
②確保目標量	620	640	640	640	640
乖離（②－①）	3	9	8	▲6	8

確保方策

実施年度	確保の内容
R2～R6年度	<p>○令和2年度までの計画で施設整備を進めます。 （今後の予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月～ 浅内小学校区で運営開始</li> <li>・令和3年4月～ 第四小学校区でクラブ増設</li> </ul>

## 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

### （1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、各施設の考え方を尊重しつつ、認定こども園への移行に関する情報提供、相談支援、国の制度を活用した財政支援を検討していきます。

### （2）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

幼児期の教育・保育の目指すところは、全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士等が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、関係機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。



### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちが保障されるよう、質の高い子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から子育て期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

### (4) 教育・保育施設等の役割と小学校との連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との交流や意見交換など、小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



## 第6章

# 計画の推進体制



## 第6章 計画の推進体制

### 1 地域社会全体の協働による推進

子どもと子育てを社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、協働で対策を推進する必要があります。このことを踏まえ、今後の取組の指針となるよう、それぞれの役割を次のとおり提案し、計画を円滑に推進していきます。

#### (1) 家庭の役割

- 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる。
- 子どもに家庭や社会のルールを教える。
- 子どもの人権を尊重する。
- 子どもに家庭をつくることの意義について認識を深めさせる。
- 家庭生活における男女共同参画に取り組む。

#### (2) 地域の役割

- 子どもの育ちを地域全体で見守る。
- 子どもが気軽に地域の行事に参加できる機会を設ける。
- 地域における保護者同士、地域の人々とのつながりを持ちながら関わりを深める。

#### (3) 企業の役割

- 子育て中の労働者が男性、女性問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備に努める。
- 子育て支援に関する施策や地域活動等に理解を持ち、協力を努める。

#### (4) 行政の役割

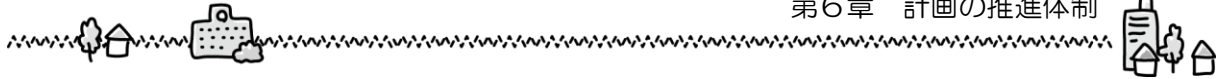
- 各関係機関、家庭、地域、企業等との連携を強化しながらこの計画を推進する。
- 子育て支援に関する施策を積極的に推進する。
- 地域における独自の子育て支援の取組に対して積極的に支援する。

### 2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集





まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

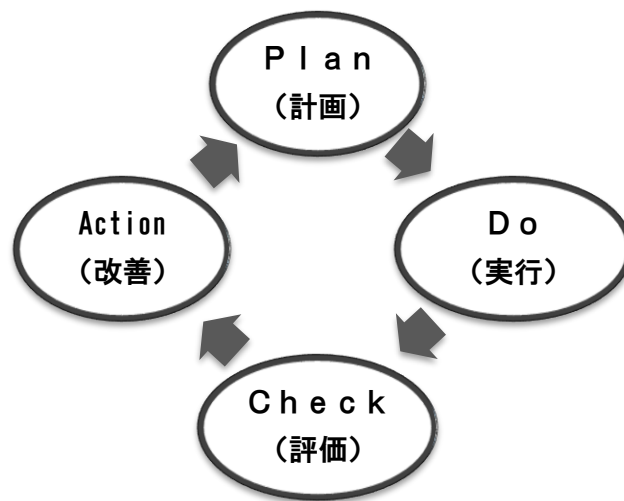
### 3 計画の進捗状況の管理・評価

各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

また、子ども・子育て会議に計画の実施状況を報告し、今後の対策等に関する意見をいただきます。

また、必要に応じて事業の見直しを図り、事業計画の推進を図ります。

■ PDCAサイクル図





**資 料 編**

## 資料編

### 1 能代市子ども・子育て会議

#### (1) 能代市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、能代市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織及び委員の任期)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、



会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

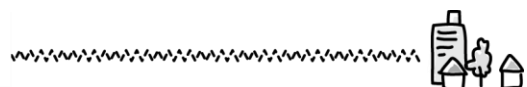
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年能代市条例第32号)の一部を次のように改正する。

<略>

## (2) 能代市子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	推薦団体・所属団体等
	一関 修子	公募委員
	佐藤 礼子	公募委員
	丸岡 竜太郎	保育所保護者代表
	石川 雅規	能代市私立幼稚園PTA連合会
	梅田 佳洋	能代市PTA連合会
	山谷 真紀子	能代市法人保育所連絡会
会 長	九嶋 洋子	能代市法人保育所連絡会
	相澤 孝子	能代市私立幼稚園協会
	山崎 恵理子	能代市私立幼稚園協会
	山田 百	NPO法人留守家庭児童会のしろっこくらぶ
	八代 英樹	能代市校長会
	小林 アサ子	ボランティア代表
副会長	菊池 徳美	能代市民生委員児童委員協議会
	大塚 美穂子	能代市山本郡医師会
	三熊 明子	能代商工会議所

(令和2年3月時点)



## 2 策定経過

### (1) 子ども・子育て会議における審議状況

#### 第1回

日 時	平成30年8月7日（火）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①能代市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績及び平成30年度実施計画について ②第2期能代市子ども・子育て支援事業計画の策定について ③子育て世代包括支援センターの開設準備状況について

#### 第2回

日 時	平成30年11月28日（水）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画の策定について ②子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施について

#### 第3回

日 時	平成31年3月20日（水）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果について

#### 第4回

日 時	令和元年8月7日（水）午後1時30分～
場 所	能代ふれあいプラザ2階集会交流室
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画の策定について

#### 第5回

日 時	令和元年12月10日（火）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画（素案）について



## 第6回

日時	令和2年2月27日（木）午後1時30分～
場所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画について

### 3 用語解説

#### あ 行

---

##### 育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。

##### 一般世帯

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借りや下宿の単身者、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮に居住している単身者など。

#### か 行

---

##### 休日保育

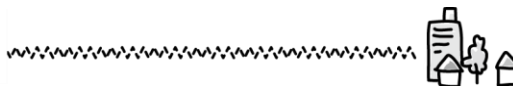
日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために、保育施設で行う保育のこと。

##### 教育・保育施設

認定こども園法、学校教育法、児童福祉法に規定された認定こども園、幼稚園、保育所のこと。

##### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としている。



## 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

## 子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。子ども・子育て関連 3 法の一つとして平成 24 年 8 月に制定された法律。

## さ 行

---

### 在宅当番医制運営事業

地域の医師が、当番を決めて夜や休みの日の患者に対応する体制のこと。

### 食育

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につける取組。

### 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律。

国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務付けている。

### 児童養護施設

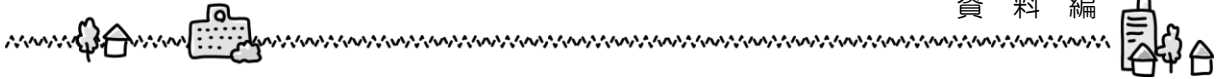
児童福祉法に定められる施設で、保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

## た 行

---

### 男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮すること。



### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まない。

### 特別支援教育

障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズに応じて行われる教育のこと。

## な 行

---

### 乳幼児

乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児とは1歳未満の子ども、幼児とは満1歳から小学校に就学する前の子どものこと。

## は 行

---

### 病院群輪番制病院運営事業

地域の病院が連携し、輪番制方式（まわり番）により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制のこと。

### フッ化物洗口

フッ化物水溶液を用いてうがいを行う虫歯の予防法のこと。フッ素は歯質を強化したり、虫歯を予防する効果がある。

### へき地保育所

認可保育所の設置が困難又は交通条件などに恵まれない地域において、保育を必要とする児童の集団保育を行う施設のこと。

## や 行

---

### 要保護児童

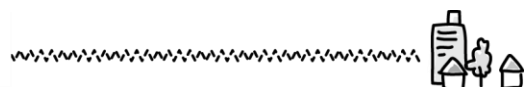
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のこと。

## ら 行

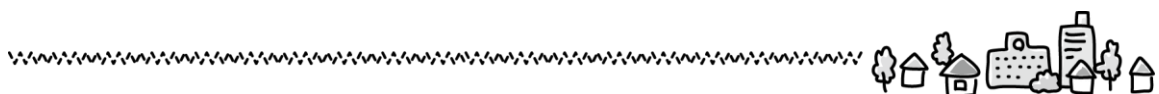
---

### 療育

障がい者や発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。







## 第2期 能代市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年 3月

発行者 能代市 市民福祉部 子育て支援課

住 所 〒016-8501 秋田県能代市上町1-3

TEL 0185-89-2946 FAX 0185-89-1679

URL <https://www.city.noshiro.lg.jp/>

